



JA三重信連の現況

DISCLOSURE

2023



CONTENTS

ごあいさつ	2
-------	---

経営

JAグループ・JAバンクの概要	3
経営理念・経営方針	5
令和4年度業績の概要	7
農業振興への取組み	9
地域貢献への取組み	11
業務の適正を確保するための体制	17
コンプライアンス	19
リスク管理	23
貸出業務運営	25

事業

主要業務の概要	26
主な取扱商品	27

組織体制

組織・機構図	29
当会のあゆみ	32

資料編

資料編目次	33
決算の状況	34
損益の状況	52
事業の概況	54
経営諸指標	63
自己資本の充実の状況	64
役員等の報酬体系	81

本冊子は、農業協同組合法第54条の3にもとづいて作成したディスクロージャー誌です。
金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。また、「農業振興への取組み」
および「地域貢献への取組み」のページにおいては、該当する“SDGs17の目標”のアイコン
を表示しています。



ごあいさつ

皆さまには、平素より三重県信用農業協同組合連合会（JA 三重信連）をご利用、お引き立ていただき誠にありがとうございます。

さて、令和4年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症が収束へと向かい、経済活動の正常化が進みましたが、急速な円安進行や海外紛争の長期化にともなうエネルギーや原材料価格等の高騰によって、広範な品目において値上げの動きが強まり、緩やかな景気回復に留まりました。

国内農業においては、生産者の減少や高齢化、耕地面積の減少など生産基盤の縮小が続くなか、「みどりの食料システム法」が施行され、スマート農業や環境負荷低減を促進する取組みが本格化しました。また、肥料・燃料・飼料等の価格急騰により、農業経営の厳しさが増すとともに、食料安全保障強化への気運は一層の高まりをみました。

このような情勢のもと当会は、食農分野での金融仲介機能のさらなる発揮に向けた取組み、農業・くらし・地域の各分野でのJAバンクの存在感発揮に向けた指導支援等を重点取組事項に掲げた中期経営計画（令和4年度～令和6年度）の初年度として、JAバンクが地域農業や地域振興に貢献できるよう、また地域の皆さまからのご信頼にお応えできるよう金融商品・サービスの提供に注力してまいりました。

この小冊子は、私どもの経営方針や最近の業績・経営内容などを、地域の皆さまにご案内するために作成したものです。ご高覧いただき、当会に対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

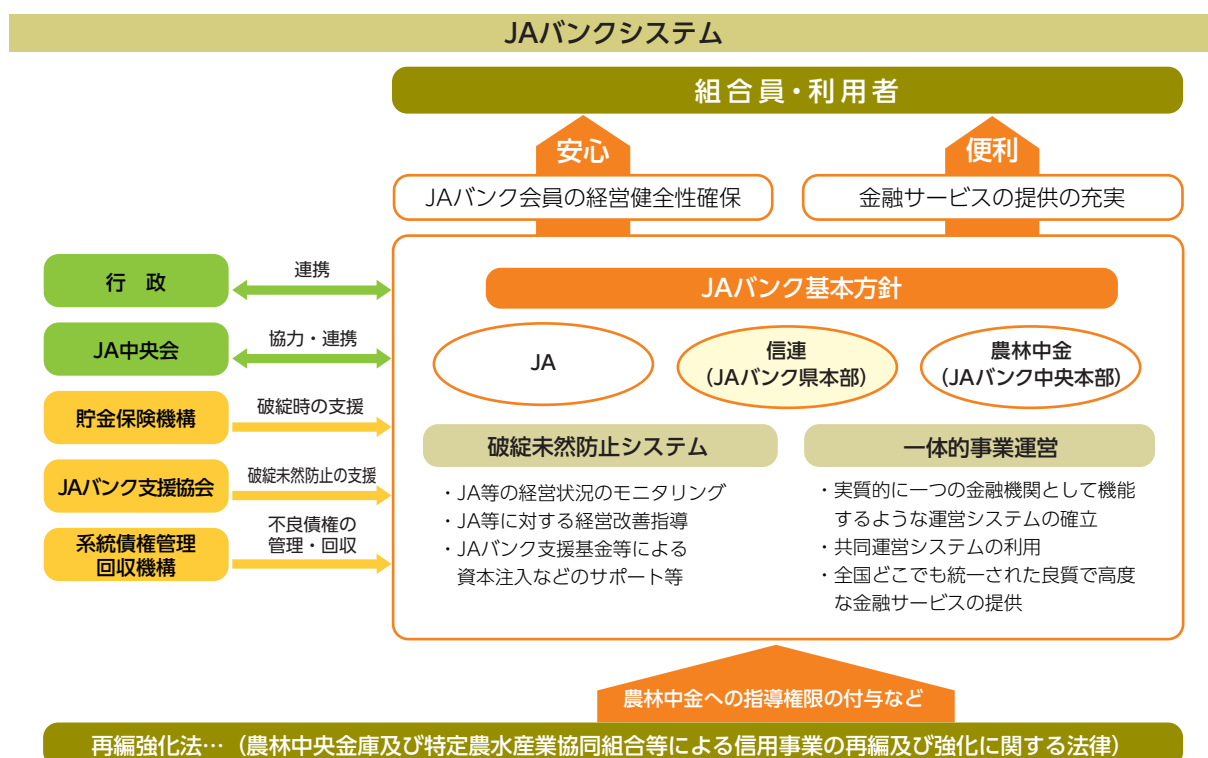
今後も、県内各地域のJAとともにお客さまの利便性の向上に取り組みながら、県内農業をはじめとする地域産業発展に向けて全力を傾ける所存でございますので、皆さまの一層のご支援・お引き立てを賜りますよう心よりお願い申し上げます。

令和5年7月

■ JAバンクシステム

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「JAバンク基本方針」にもとづき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

この「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。



■ JAバンク・セーフティーネット

JAバンクでは、皆さまの大切な貯金をお守りするため、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティーネット」を構築しています。この仕組みにより、組合員・利用者の皆さまに、安心をお届けします。

破綻未然防止システム

JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するための制度です。具体的には、JAの経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、「JAバンク支援基金」等を活用し、JAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。



貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金等の払出しができなくなった場合などに、貯金者等を保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。この制度は、銀行・信金・信組・労金等が加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。

経営理念・経営方針

JAグループは、利潤の追求を第一義とする株式会社ではなく、人々が“絆”により連帯し助け合う「相互扶助」の精神のもと、農家をはじめとする地域の組合員と一緒に協同して事業や活動をすることで、一人ひとりの活動では得られない充実した経済的・文化的利益を得ることを第一の目的とする“協同組合”組織です。

当会は、JAグループの一員として、県内各地域にあるJAの信用事業をサポートする県本部機能を担うとともに、自らも農業・地域金融機関として県内全域にわたって金融サービスを提供する事業を行っています。

■ 経営理念

当会は、次の「経営理念」を掲げて、日々の経営・業務に取り組んでいます。

当会は、

1. 「農と食」を基軸とするJAグループの一員として、県内農業をしっかりと支えるとともに、地域の活性化に貢献します。
 2. 県下JAの信用事業の安定的かつ効率的な運営に向けて力を尽くし、県下JAの地域における存在感向上に貢献します。
 3. 自らの社会的責任と公共的使命を認識し、経営の自己責任原則のもと、健全かつ適切な事業運営に徹します。
 4. 職員が能力を十分に発揮できる働きがいのある職場をつくれます。
-

■ 中期経営計画

当会は、次の事項を重点取組事項とする「中期経営計画（令和４年度～令和６年度）」を策定し、その実現・実践に取り組んでいます。

【重点取組事項】

1. 食農分野での金融仲介機能のさらなる発揮に向けた取組み

個人農業者が減少する一方で大規模農家や農業法人が増加するなど農業構造の変化が進むなか、農業者の成長を支援できるよう、農畜産物の付加価値向上や農業者の所得向上に向けて、農業金融機関としてこれまで以上の金融仲介機能の発揮に取り組めます。

2. 農業・暮らし・地域の各分野での存在感発揮に向けた指導支援

個人農業者の高齢化や後継者不足による生産基盤の縮小、人口減少・少子高齢化によるマーケットの縮小が進むなか、農業・暮らし・地域の各分野でのJAバンクの存在感を高めるべく、組合員等が有するニーズを的確に捉えた対応実践にかかる指導支援に取り組めます。

3. 持続可能なJA経営基盤の確立に向けた指導支援

厳しい収益環境の長期化を見据え、店舗運営の合理化・効率化とコストマネジメントの徹底追求にかかる支援に加え、JA経営における持続可能な収益性・健全性の確保に向けた指導支援に取り組めます。

4. 収益力の強化に向けた取組み

金融機関を取り巻く収益環境は今後も厳しい状況が続くものと想定されることから、県下JAへの安定還元をはじめとした本会機能を十全に発揮すべく、運用力の強化と業務運営の合理化に取り組めます。

5. 人材育成および内部管理態勢等の強化に向けた取組み

限りある経営資源を最大限活用すべく、専門性ある人材の創出や事務運営体制の強化、職場環境の整備に取り組めます。また、経営の健全性・適切性確保の観点から、内部管理態勢等の強化に取り組めます。

■ JAバンク三重中期戦略

JAバンク三重は、次の事項を基本方針および実践事項とする「JAバンク三重中期戦略（令和４年度～令和６年度）」を策定し、その実現・実践に取り組んでいます。

【基本方針】

相談業務や資金供給による金融仲介機能を十全に発揮し、持続可能な顧客基盤・経営基盤を確立するとともに、農業・暮らし・地域の各分野で存在感を高める。

【重点実践事項】

- 食農バリューチェーンの拡大と高質な農業金融機能の発揮による農業者の成長支援
- 大口高齢者に対する資産相談機能の十全発揮と次世代層の囲い込み

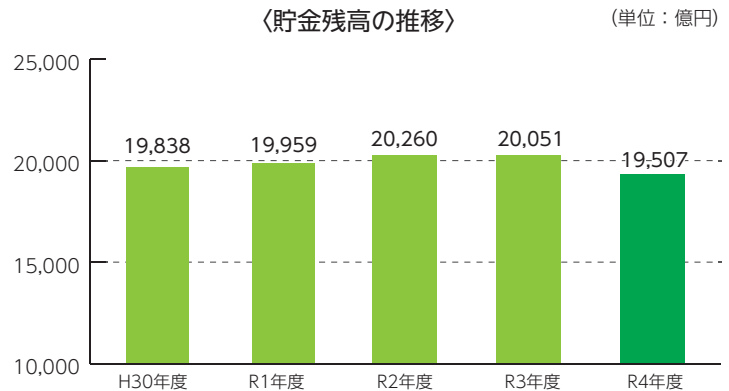
【実践事項】

- メイン利用世帯の拡充に向けたライフプランサポートの実践
- 店舗運営の合理化・効率化とコストマネジメントの徹底追求
- 専門人材の育成と渉外・窓口の顧客対応力底上げ
- 経営管理態勢の強化

令和4年度業績の概要

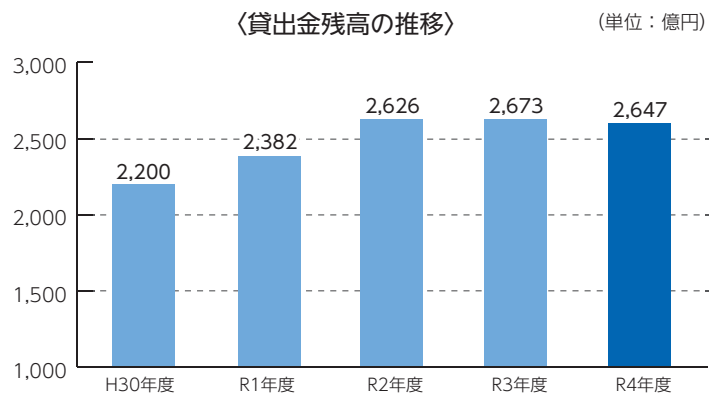
■ 貯金残高

JAの自己運用残高の増加にともない前期比544億円減少し、1兆9,507億円となりました。



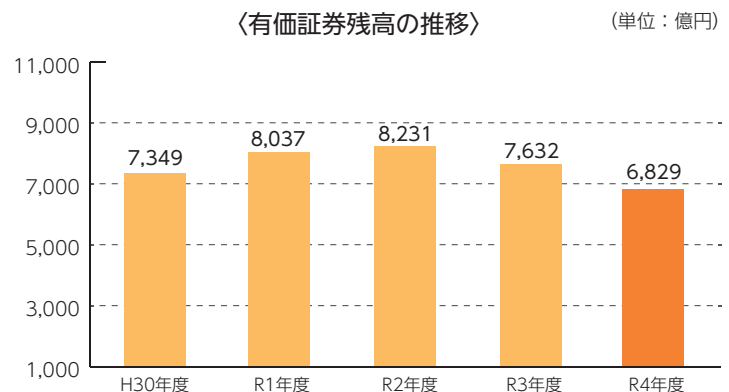
■ 貸出金残高

県内の農業・食品関連企業や県内外の一般企業等への資金提案および取引拡大に努めた一方で、金融機関に対する貸付が減少した結果、前期比25億円減少し、2,647億円となりました。



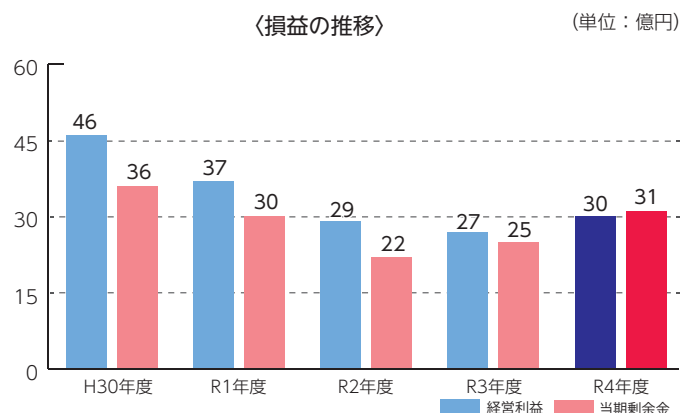
■ 有価証券残高

資金運用効率の向上と金利リスク量の削減を図るため、利回りの高い社債等への投資を行う一方、年限の長い国債の売却を行った結果、前期比803億円減少の6,829億円となりました。



■ 損益

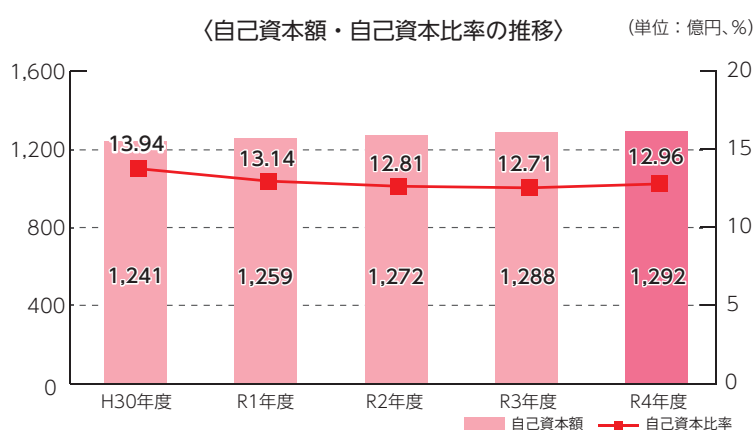
有価証券運用利回り上昇等により、経常利益は前期比3億円増加し、30億円となりました。また、当期剰余金は前期比6億円増加し、31億円となりました。



■ 自己資本額・自己資本比率

自己資本額が前期比で増加し、1,292億円となったことに加え、運用資産残高の減少によりリスクアセットが減少した結果、自己資本比率は前期比0.25ポイント上昇の12.96%となりました。

なお、同比率は、安全基準とされる国内基準の4%、国際基準の8%を上回っており、高い安全性・健全性を維持しています。



農業振興への取り組み

JAバンク三重は、JAグループの一員として、「農業生産の拡大」「農業者の所得増大」の実現に向けて、金融・非金融の両面から、地域農業の振興に資する取り組みを行っています。

▶ 地域農業の発展への取り組み

● 担い手のニーズに応えるための体制整備

JAバンク三重では、新型コロナウイルス感染症や飼料・肥料等の高騰による影響を受けた担い手の皆さまが安心して事業を継続できるよう、“担い手金融リーダー”を中心に、農業資金の融通はもとより、公的支援制度や販路拡大先のご紹介、事業承継や法人化への相談対応などの担い手の経営ニーズにあわせた各種支援策に積極的に取り組んでいます。

また、農業者の課題解決に向けた相談対応力を強化するため、“JAバンク農業金融プランナー”や“農業経営アドバイザー”の資格取得を進めており、令和4年度末時点での有資格者数は204名となりました。



トマト栽培ハウスへの訪問



トウモロコシ畑への訪問



牛舎への訪問

● 利子補給等による農業経営の支援



JAバンクでは、農業経営を資金面でサポートできるよう農業資金をご利用いただいているお客さまに対して「JAバンク利子補給事業」を実施しており、最長5年間、最大年1.0%の利子補給を行っています。本県では令和4年度において、1,899件、6,870万円の利子補給を行いました。

このほか、農業法人等の規模拡大や財務安定化をサポートするため、アグリビジネス投資育成株式会社と連携し、資本供与の枠組みとして設けた「アグリシードファンド」の利用提案を行いました。

● ビジネスマッチングによる農畜産物等の販路開拓支援

当会は、県内農畜産物やその加工品の消費拡大を目的に、「食の大商談会inみえ」（三重県等と共催）を、令和4年11月に開催しました。当商談会では、生産者や加工業者とバイヤーが一堂に会し、190件の個別商談が行われました。

このほか、当会がお取引先企業と系統団体、お取引先企業同士の仲介役となり、県産食材の販路拡大や同食材を活かした商品開発等にかかるマッチング支援を160件実施しました。



ビジネスマッチングイベントの開催風景



● 経営ニーズに応じた資金供給およびコンサルティング機能提供

JAバンク三重では、農業経営資金をはじめとしたプロパー資金、各種制度資金、日本政策金融公庫資金等の的確な資金供給対応に加え、税理士などの外部専門家と連携したコンサルティング機能の提供や、JAの営農部門と連携したお取引先企業担当者向けの水稻栽培技術研修会の実施など、お客さまの経営ニーズに応じた支援に取り組んでいます。また、農業経営者応援サイト「アグリウェブ」では、農業経営に必要な基礎知識、先進事例などを配信しています。



● 新型コロナウイルス感染症および物価高騰への対応

JAバンク三重では、新型コロナウイルス感染症および物価高騰により影響を受けられたお客さまを対象に、資金相談窓口を通じて返済条件の緩和等に取り組むとともに、農業者の皆さまに対しては、実質無利子化措置等を講じた新型コロナウイルスおよび物価高騰対策資金による資金繰り支援に取り組んでいます。なお、県下JAにおける当資金の令和4年度貸出実績は128件、5億900万円となり、当資金を発動した令和2年3月からの累計では320件、13億2,200万円となりました。

このほか、JAグループ三重では、物価高騰にかかる支援策として農業者の皆さまが購入する生産資材等の価格抑制に取り組むとともに、県産農畜産物の消費促進運動の展開や役職員向け斡旋などを通じた地元農畜産物の応援消費に取り組みました。



● 農畜産物直売所の利用促進に向けた取り組み

JAバンクでは、農業者の所得向上や地域農業の活性化を図るため、県内24か所をはじめ全国のJAが運営する農畜産物直売所で「JAカード利用代金割引サービス」を実施しています。

このサービスは、JAカードでお支払いされた方を対象として、カード利用代金請求時に、5%の割引を行うものです。

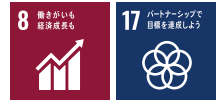


地域貢献への取り組み

JAバンク三重は、金融機能の提供にとどまらず、産業・環境・スポーツ・文化といった面でも地域社会の活性化に寄与できるようさまざまな取り組みを積極的に行っています。

▶ 地域産業の活性化・経営支援への取り組み

● コンサルティング機能の発揮等による地域企業の経営支援



当会は、JAグループのネットワークを活用したビジネスマッチングによる販路拡大のサポートなどに取り組むとともに、弁護士や公認会計士等の外部専門家との連携によるコンサルティング機能の提供などにより、地域企業の経営支援に努めています。また、「金融円滑化にかかる基本方針」や「経営者保証に関するガイドライン」に則り、安易に担保・保証に依存することなく、資金の円滑な供給に努めています。

● 再生可能エネルギー普及に向けた支援



当会は、お取引先の太陽光発電事業やバイオマス発電事業を資金面からサポートし、地域における再生可能エネルギー普及に向けた支援を行っています。

▶ 地域金融機関としての取り組み

● サステナブル・ファイナンスを通じた環境・社会課題解決への貢献



当会では、「JAグループSDGs取組方針」にもとづき、その達成貢献に向けた事業活動の一環として、グリーンボンドやサステナビリティ・リンク・ローンへの投融資を通じ、ESGに関する課題解決に取り組む企業を金融面から支援しています。

● 取引先間の交流の場の提供と社会貢献活動



当会では、お取引先企業・団体の皆さまを会員とする「三重県信連浜木綿会」を通じて、著名人や専門家を招いての講演会や会員同士の情報交換会の開催など、相互のビジネスチャンスを発掘する場の提供等を積極的に行っているほか、チャリティーオークション等を開催し、社会福祉団体等に収益金を寄付するなど、社会貢献活動にも取り組んでいます。

令和4年度においては、NHK大相撲解説者の舞の海秀平氏や経済評論家の門倉貴史氏を招いた講演会を開催するとともに、情報交換会およびチャリティー交流会を開催しました。なお、チャリティーオークション等による収益金は認定NPO法人フリースクール三重シュールに全額寄付しました。



収益金の贈呈

● 利便性の高いキャッシュカードサービスの提供



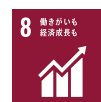
JAバンク三重のキャッシュカードは、全国約10,700台のJAバンクATMはもちろんのこと、ATM提携により、「百五銀行」、「三十三銀行」、「県内4信金」、「三菱UFJ銀行」などのATMがご利用手数料“無料※”でご利用いただけます。

また、ゆうちょ銀行およびコンビニATM（セブン銀行・ローソン銀行・イーネット）においても、便利にご利用いただけるよう、お客さまの取引内容に応じ、毎月4回まで入出金手数料無料にする「JAバンク三重優遇プログラム」を実施しております。

※ご利用時間帯によっては、時間外手数料が必要となる場合があります。

詳しくは、「JAバンク三重」のホームページ（<https://www.jamie.or.jp/jabanking/>）等でご確認ください。

● スマートフォンアプリを活用した非対面金融サービスの提供



JAバンクでは、お客さまが店舗に来店いただくことなく、各種サービスのご利用が可能となる非対面金融サービス「JAバンクアプリ」、「JAネットバンク」を提供しております。

「JAバンクアプリ」では、貯金残高や投資信託残高、入出金明細等を手軽に確認いただけるほか、税金・公共料金等のお支払いの際、払込票のバーコードを読み込むことで簡単にお支払いができる「PayB（ペイビー）」機能や、通帳を発行しない「通帳レス口座」機能も備えています。



JAバンクアプリ

● キャッシュレス決済サービスとの口座連携



JAバンクでは、キャッシュレス決済サービス「PayPay」、「メルペイ」と口座連携することができます。各キャッシュレス決済サービスにてJAバンクの口座を登録することにより残高へ即時でチャージ（入金）いただくことができます。

● 誰もがご利用しやすい店舗づくり



JAバンク三重では、より多くのお客さまに安心してご利用いただけるよう、店舗に携帯助聴器、簡易筆談器、杖ホルダーなどを配備するとともに、ATMコーナーには、車いすのお客さまがATM本体に近づきやすいツイングリップ（手掛け）や、目の不自由なお客さまも操作できる“音声案内システム”を導入しています。

地域貢献への取り組み

● 特殊詐欺被害防止に向けた取り組み

JAバンク三重では、全国的に特殊詐欺が発生している状況を踏まえて、窓口やATMにおけるお客さまへの注意喚起のほか、70歳以上で一定期間ATMのご利用のないお客さまのATMのご利用制限を実施し、被害防止に努めています。また、ネットバンクを不正利用した特殊詐欺に対しては、システムセキュリティ強化といった被害防止に向けた取り組みを実施しています。



● 優遇金利ローンの取扱いによりさまざまな取組みをサポート

JAバンク三重では、“三重の木”認証材を使用した建築住宅にかかる住宅ローンの金利優遇や「三重県交通安全協会会員証」、「SD (SAFE DRIVER) カード」、「三重とこわか健康応援カード」、「消防団員カード」保有者に対するマイカーローンの金利優遇を通じ、県内の各団体における環境保全や交通安全の啓蒙、県民の健康づくり等に向けた活動を支援しています。



● JA住宅ローンの新規利用者に対する新生活のサポート

JAバンク三重では、家具・家電量販店や引越し業者等と業務提携を行い、住宅ローンの新規ご利用者が当該提携先で利用できる割引優待の特典を提供することで、お客さまの新生活をサポートしています。



● 大規模災害発生に備えてのBCP(事業継続計画) 態勢の配備

JAバンク三重では、BCP態勢整備の一環として、大規模災害等の発生時での信用事業の業務継続にかかる実効性を高める観点から、JA間での相互連携等を想定した訓練を毎年実施しています。

また、業務継続態勢の充実を図るため、大規模災害発生時のネットワーク保全を目的とした迂回中継回線を整備しています。



● 金融移動店舗車両の配備

JAバンクでは、大規模災害等の発生によりJAの店舗やATMが被災した際に、貯金の入出金などの金融業務を取り扱うことができ、また通常時にはお客さまの利便性を高めるため店舗のない地域にも金融インフラを提供できる移動店舗車両の導入を進めており、当県では現在5台の移動店舗車両が運行しています。



導入している移動店舗車両

● 相続相談態勢の整備・各種無料相談会の開催

JAバンク三重では、お客さまの相続対策に関するお悩みをしっかりとサポートするため、JAに相続相談員を配置するとともに、当会では、FP資格を有する専門人材で構成する「相続相談センター」を設置し、弁護士や税理士などの専門家とも連携しながら運営を行っています。

また、外部FP等による相続相談会やセミナー、社会保険労務士による年金相談会を無料開催しています。



▶ 社会的貢献活動に関する取り組み

● 「美し国三重市町対抗駅伝」等への協賛

JAバンク三重は、市町間の交流促進ならびにスポーツに対する県民意識の高揚を目的として県内行政を挙げて開催する「美し国三重市町対抗駅伝」に、第1回大会から特別協賛しています。この大会は、各市町の小学生から社会人まで男女10人が1チームとなり、郷土の誇りをかけて健脚を競うスポーツイベントです。3年ぶりの開催となった令和4年度も開催に向けて練習を重ねる出場選手や関係者を激励するため、地元JAが管内の市町を訪れ、スポーツドリンク等を贈呈しました。

このほか、地域のスポーツ振興を支援するため、伊賀市に拠点を置く女子サッカークラブ「伊賀FCくノ一三重」をオフィシャルスポンサーとして応援しています。



美し国三重市町対抗駅伝 (写真提供＝中日新聞社)



伊賀FCくノ一三重の選手たち

● 小学生向け食農教育教材本の贈呈

JAバンク三重では、「JAバンク食農教育応援事業」として、子どもたちに“食”と“農業”への理解を深めてもらうことを目的に、三重県内の小学校や特別支援学校など364校に対して、教材本17,710冊を寄贈しました。



目録の贈呈

地域貢献への取り組み

●「第72回みえ県展」への協賛

JAバンク三重では、三重県の文化芸術の発展に資するため、「第72回みえ県展」に協賛し、令和4年5月に開催された表彰式において、日本画・洋画・彫刻・工芸・写真・書の6部門の優秀作品に対し、「for your Dream賞」を贈呈しました。



● その他の貢献活動

当会は、上記以外にも以下の活動を行っています。

<外観美化活動の実施>

JA三重ビル周辺において、クリーンアップ活動や花の種まきを行いました。



美化活動の様子



<公益財団法人三重ボランティア基金へ寄贈>

社会福祉に役立てていただこうと、役職員から寄せられた使用済み切手・はがき等を、公益財団法人三重ボランティア基金へ寄贈しました。



<社会福祉法人三重県社会福祉協議会へ寄贈>

役職員から寄せられた食料品（米・缶詰・レトルト食品等）を、困窮者支援事業を行う社会福祉法人三重県社会福祉協議会へ寄贈しました。



<認定NPO法人世界の子どもにワクチンを 日本委員会へ寄贈>

役職員から寄せられたペットボトルキャップを、エコ・ワクチン協力会を経由し、認定NPO法人「世界の子どもにワクチンを 日本委員会」へ寄贈しました。



<社会福祉法人三重県共同募金会へ寄贈>

当団体が募っている赤い羽根募金、NHK歳末たすけあい募金について、役職員から募り寄贈しました。



<各種地域ネットワークへの加入>

社会福祉ならびに地域貢献の一環として、次のネットワークに正会員・賛助会員として参加しています。

- ・ 認定NPO法人三重いのちの電話協会
- ・ みえ次世代育成応援ネットワーク
- ・ NPO法人スペシャルオリンピックス日本・三重
- ・ NPO法人チャイルドヘルプラインM I E ネットワーク



■ 地域への資金供給等の状況

当会がお預かりしている資金の大半は、地域の皆さまが県内のJAにお預けいただいた大切な貯金です。そしてこれらの資金は、農業関連法人をはじめとする地域の企業・団体や地方公共団体にご利用いただいています。

▶ 地域からの資金調達状況

◆ 預り先別貯金残高

(単位：百万円)

預り先		令和3年度	令和4年度
会員	J A	1,936,043	1,884,216
	その他	31,771	32,043
会員以外		37,383	34,495
合 計		2,005,198	1,950,755

(注) 会員JAとは、総合JAをいいます。

▶ 地域への資金供給状況

◆ 貸出先別貸出金残高

(単位：百万円)

貸出先	令和3年度	令和4年度
会 員 等	11,289	11,052
地方公共団体	25,938	22,922
その他事業者	230,147	230,806
合 計	267,375	264,780

(注) 会員等とは、JAおよびJAの組合員等をいいます。

◆ 農業関係の貸出金残高 (資金種類別)

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度
プロパー資金	7,473	7,556
農業制度資金	1,269	1,698
うち農業近代化資金	1,030	1,460
うちその他制度資金	239	238
合 計	8,743	9,254

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
2. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
3. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
4. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパー S 資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

業務の適正を確保するための体制

当会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するための内部統制に関する基本方針を策定しています。内部統制に関する基本方針および運用状況の概要は、以下のとおりです。

内部統制基本方針

内部統制基本方針

1. 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、倫理規程、コンプライアンス・マニュアル等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
 - (2) 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受ける。また、契約締結等種々の業務行為の適法性の確認・検証を行うため、事前にリーガルチェックを行う。
 - (3) コンプライアンスに関して、職員が連絡・相談できるコンプライアンス相談窓口を各部に設置する。また、職員が不正行為等に関する情報を理事、常勤監事等当会所定の窓口および外部の法律事務所に通報できる内部通報制度を設置する。
 - (4) 「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進、教育研修活動などを計画的に実施する。
 - (5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。
2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 理事会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理する。
 - (2) 業務の担当部署は、理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたリスク管理の基本方針を制定する。
 - (2) 管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク）とオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理する。こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、それぞれの役割責任を明確に定義して、実施体制を整備する。
 - (3) 種々のリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本額の範囲内に収まるよう、あらかじめ部門別にリスクキャピタルを配賦し、これを上限とした運用を行うエコノミックキャピタルマネジメントの実施により、経営全体での統合的なリスク管理を進め、一層の高度化に取り組む。
 - (4) 農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められていた要件に基づき規制資本に関するマネジメントを実施する。
 - (5) 大規模な災害による被災等に際し、業務の維持を図るために必要な態勢を確保する。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 事業計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。
 - (2) 理事会の意思決定を効率的に行うため、企画会議等において常例または随時の経営課題等の理事会の議決事項にかかる原案の検討等を行う。
 - (3) 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。
5. 当会およびその子法人等における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当会の業務の適正を確保するため、子会社管理規程を定める。
 - (2) 当会および子法人等（子会社管理規程に定める子会社および関連法人等ならびに県域の系統保証機関をいう。以下同じ。）の円滑な業務運営を図るため、当会と子法人等の間において協議または報告すべき事項を定め、子法人等の経営・業務の執行状況等を把握し、適宜指導・助言・管理・実績検討を行う。
6. 内部監査体制
 - (1) 当会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査部を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備する。
 - (2) 内部監査は、当会の全業務および子会社を対象とし、理事会が承認する内部監査計画に基づき実施する。
 - (3) 監査部長は、内部監査終了後、内部監査結果を理事会に報告するとともに、担当理事は年度内部監査実施状況を取りまとめ経営管理委員会へ報告する。
 - (4) 監査部長は、監事および会計監査人と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。
7. 監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事からの独立性に関する事項

監事監査業務において、監査部職員は監事の職務執行を補助し、監事の指揮命令に従い業務を遂行する。
8. 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
 - (1) 理事は、当会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに当該事実を監事会に報告する。
 - (2) コンプライアンス所管部は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合またはコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を報告する。
 - (3) 監査部は、内部監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行う。
 - (4) 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。
9. 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

適正な目的により監事へ報告を行った当会の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保することとし、その旨を周知徹底する。
10. 監事の職務執行について生ずる費用に係る方針

監事がその職務執行について生ずる費用等を支弁するため、適切な予算枠を設けるとともに、監事が請求する費用について、監事の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用をすべて負担するものとする。
11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

 - (1) 監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席して、意見を述べることができるものとする。
 - (2) 代表理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
 - (3) 理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力する。
 - (4) その他、理事および職員は、監事監査基準および監事監査規程に定めのある事項を尊重する。

▶ 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当会は、法令遵守、リスク管理、子会社管理、内部監査の各管理体制について、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の会議体において進捗管理を行い、適切な内部統制の構築・運用に努めており、令和4年度の運用状況は以下のとおりです。

1. 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令等遵守体制については、役職員の行動規範、倫理規程を定めるとともに、コンプライアンスプログラムの策定や役職員の研修等を行いコンプライアンス態勢の強化に取り組んでいます。また、反社会的勢力との関係遮断については、反社会的勢力への対応規程を定め、反社会的勢力の排除にかかる態勢を整備し、その運用状況を定期的に理事会等へ報告しています。

2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

当会は、重要な会議体については議事録の作成保管に対する体制を整備するとともに、文書管理規程をはじめとする諸規定を制定のうえ役職員に対し周知し情報の管理を確実なものとしています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当会は、リスク管理基本方針を定め、業務遂行から生ずる様々なリスクを把握し、リスク管理委員会、理事会等で定期的に協議・検討を行っています。また、災害等が発生した場合でも利用者に基本的サービスを継続的に提供できるようJAバンク三重業務継続要領を定めています。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

事業計画の進捗状況を理事会等において定期的に検討・協議し実効性の向上を図っています。また、常勤理事・部長により構成される企画会議を、月1回の頻度で開催し、重要案件の報告等を行い理事の迅速な経営判断ができるような協議の場としています。

5. 当会およびその子法人等における業務の適正を確保するための体制

各業務にかかる諸規定を適時適切に見直し、業務フロー等の管理体制の改善を行い、効率的な業務運営ができるよう努めています。また、子会社管理規程を策定し、子法人等における業務管理体制やリスクの把握に努めています。

6. 内部監査体制

内部監査規程を定め、当会の全業務にわたる管理、運営の制度および業務の遂行状況を内部統制の適切性と有効性の観点から検討・評価しており、その結果については理事会等へ報告しています。

7. 監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事からの独立性に関する事項

監事の職務執行を補助するため、監事監査業務において、監査部職員は監事の指揮命令のもと、業務を行っています。

8. 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

理事会や理事等により構成される会議体において、監事が出席し報告を受ける体制を整えています。また、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供しています。

9. 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度規程に、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを明記しており、役職員に周知しています。

10. 監事の職務執行について生ずる費用にかかる方針

監事の職務執行について生ずる費用については、年度ごとに予算化するほか、個別に発生する追加費用についても支払うこととしています。

11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

理事と監事は、業務の運営や課題等について定期的に意見交換を行っており、内部監査部署には監事との連携を指示し、監事監査が実効的に行われるための体制を整備のうえ運営しています。

コンプライアンス

■ コンプライアンスの取組み

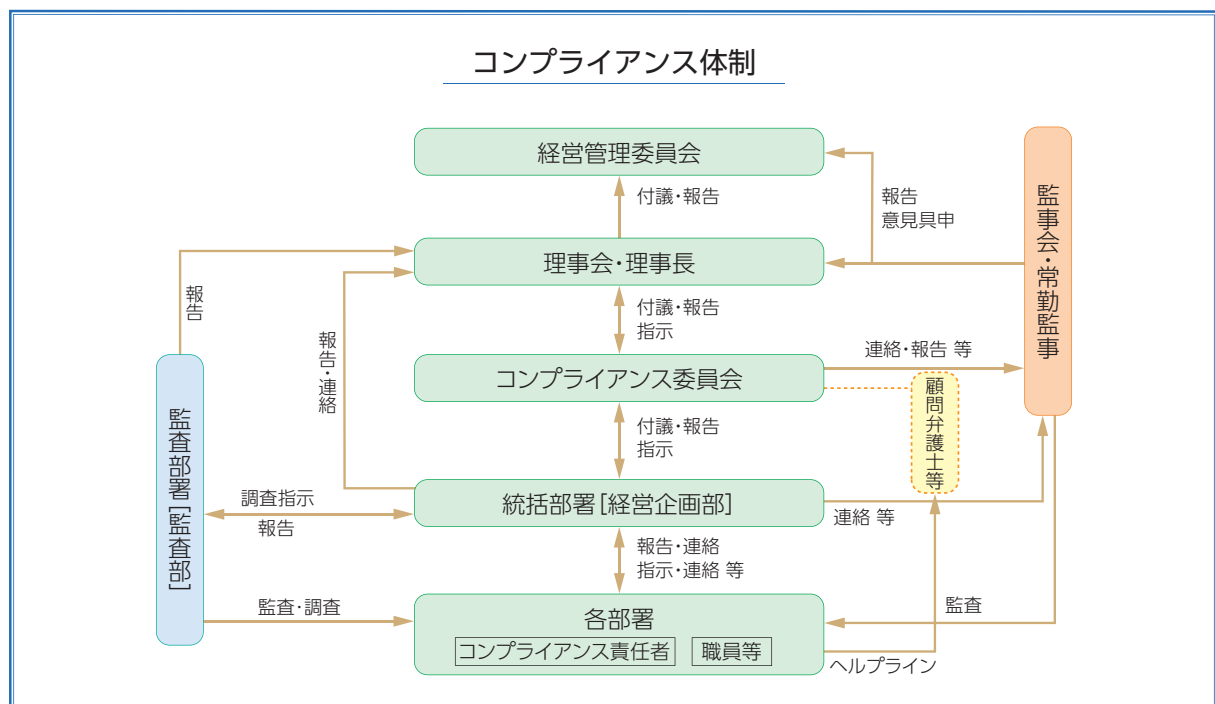
当会では、コンプライアンスを経営上の最重要課題として位置付け、地域金融機関としての公共的使命と社会的責任を果たすため、以下に掲げる「コンプライアンス基本方針」にもとづき、コンプライアンス態勢の充実・強化に取り組んでいます。

コンプライアンス基本方針

- 1. 基本的使命と社会的責任**
本会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするともに、「J Aバンクシステム」における地域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。
- 2. 質の高いサービスの提供**
お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。
- 3. 法令等の厳格な遵守**
関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適応し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。
- 4. 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応**
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。
- 5. 透明性の高い組織風土の構築**
経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。
- 6. 持続可能な社会への貢献**
社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ、環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

▶ コンプライアンス体制

当会は、コンプライアンス重視の組織風土を確立するため、理事会の下にコンプライアンス委員会を設置するなど、下図の体制を構築しています。



(注) 各部署には経営企画部・監査部を含む。

■ 利用者保護等の取組み

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下に掲げる「利用者保護等管理方針」にもとづき、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行っています。

利用者保護等管理方針

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切にかつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

■ 利益相反管理の取組み

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインにもとづき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するため、以下に掲げる「利益相反管理方針」により体制を整備しています。

利益相反管理方針の概要

1. 対象取引の範囲
本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。
2. 利益相反のおそれのある取引の類型
「利益相反のおそれのある取引」の類型としては、以下に掲げるものが考えられます。
(1) お客さまと当会の間の利益が相反する類型
(2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型
3. 利益相反の管理の方法
当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。
(1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
(2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
(3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
(4) その他対象取引を適切に管理するための方法
4. 利益相反管理体制
(1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとし、また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
(2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。
5. 利益相反管理体制の検証等
当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

■ 金融ADR制度への対応

当会では、お客さまからのご相談および苦情等に適切に対応するため、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、苦情処理措置として、その内容（JAバンク相談所との連携を含む）をホームページで公表しています。また、外部の紛争解決機関として、次の弁護士会を利用しています。

受付窓口	当会の相談・苦情等受付窓口（総務部）	JAバンク相談所
電話番号	059-229-9023	03-6837-1359
受付時間	午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）	午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

※県内の各JAの信用事業に関するご相談・苦情は、JAバンク相談所でお受けします。

弁護士会名	電話番号
愛知県弁護士会紛争解決センター	052-203-1777
民間総合調停センター（大阪府）	JAバンク相談所を通じてのご利用となります。

コンプライアンス

■ お客さま本位の業務運営にかかる取組み

当会では、県下JAがお客さまの安定的な資産形成に貢献できるよう、その取組みを指導支援する県域組織として、以下に掲げる「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を制定し、当該方針にもとづく業務運営を行っています。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

1. お客さまへの最適な商品提供

県下JAが、お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢を踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定しご提案するよう、指導支援いたします。なお当会は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3）】

2. お客さま本位のご提案と情報提供

- （1）県下JAが、お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案できるよう、指導支援いたします。【原則2本文および（注）、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】
- （2）県下JAが、お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について、適切な資料等を活用し、お客さまに分かりやすくご説明するとともに、必要な情報を十分にご提供できるよう、指導支援いたします。【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

3. 利益相反の適切な管理

県下JAが、お客さまへの商品提案や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないよう、各JAの「利益相反管理方針」に基づき適切に管理するよう、指導支援いたします。【原則3本文および（注）】

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

県下JAに対し、お客さまの資産形成・運用に資する研修機会の提供や関連資格（FP技能士等）の取得奨励などを通じて、高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材育成の支援を行い、お客さま本位の業務運営を実現するための堅固な態勢を構築するよう、指導支援いたします。【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】

（※）上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（令和3年1月改訂）との対応を示しています。

■ 金融商品の勧誘

当会は、貯金、投資信託その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、以下に掲げる「金融商品の勧誘方針」にもとづき、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

金融商品の勧誘方針

1. お客さまの投資目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

■ 個人情報保護の取組み

当会は、利用者の個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下に掲げる「個人情報保護方針」にもとづき、適切な保護と利用に努めています。

個人情報保護方針

1. 関係法令等の遵守

当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

2. 利用目的

当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいいたしません。また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。当会の個人情報等の利用目的は、当会に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。

5. 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供しません。なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

6. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいい

ます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 仮名加工情報の取扱い

当会は、仮名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8. 匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

9. 開示、訂正・利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等および利用停止等ならびに第三者提供の停止のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

10. 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

11. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目960番地
三重県信用農業協同組合連合会 総務部
TEL 059-229-9023

■ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応にかかる取組み

昨今の国際情勢を踏まえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策の重要性はこれまでになく高まっています。当会では、マネロン等対策を重要課題のひとつとして位置付け、以下のとおり「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」にもとづき、適切な対応に取り組んでいます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

1. 当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。
2. 当会は、反社会的勢力等には取引関係を含めて排除の姿勢をもって対応し、その不当要求は断固として拒絶します。
3. 当会は、反社会的勢力等に対しては、役職員の安全を確保しつつ組織的に対応します。
4. 当会は、警察、公益財団法人暴力追放三重県民センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。
5. 当会は、金融機能の不正利用による顧客への被害が発生した場合は、被害者救済など必要な対応を講じます。

リスク管理

■ リスク管理の取組み

当会では、より健全性の高い経営を確保し皆さまからのご信頼を得るために、直面するさまざまなリスクに適切に対応できるよう「リスク管理基本方針」を策定しています。この基本方針にもとづき、収益とリスクの適切な管理などを通じて、リスク管理態勢の充実・強化に努めています。

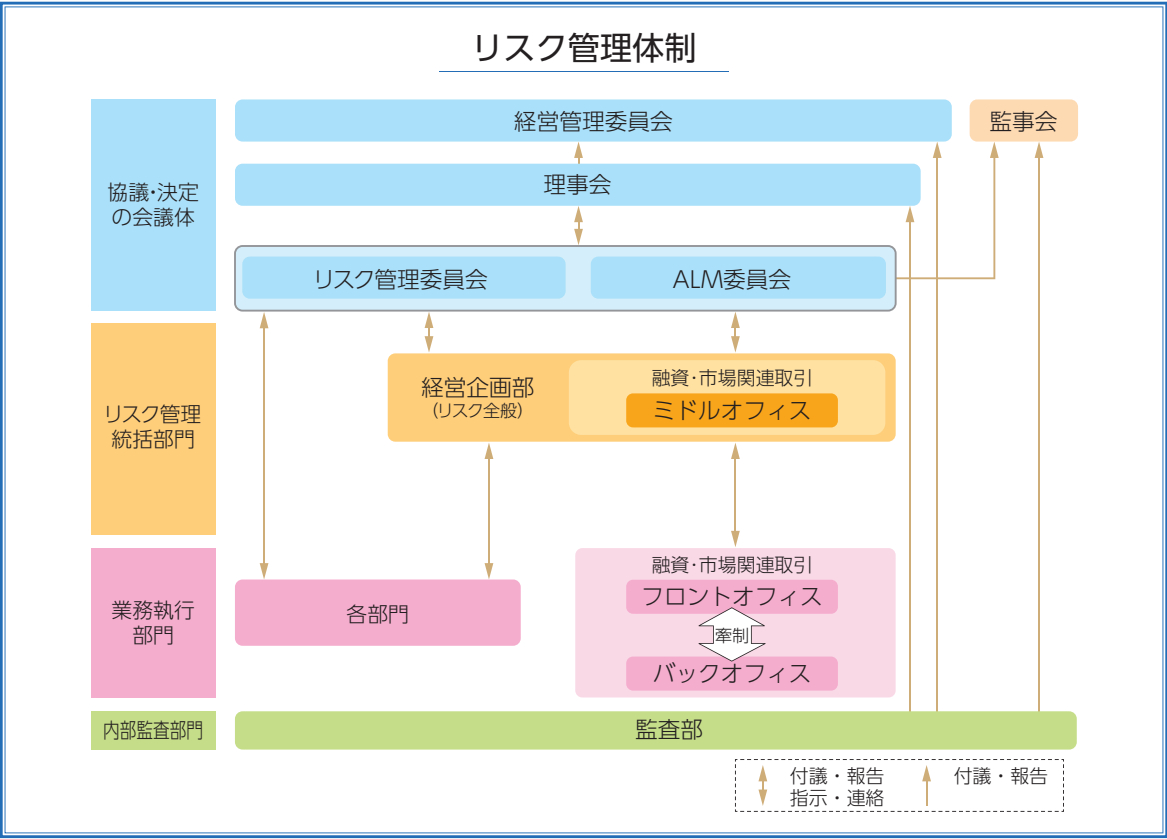
また、情報の管理については「情報資産管理方針（セキュリティポリシー）」において、紛失、改ざん、漏洩等を防止するための基本的な考え方を明らかにするとともに、これにもとづき具体的な安全対策と管理体制を定め、このルールの下で厳格に管理を行っています。

▶ リスク管理体制

リスク管理事項の協議・決定を行う会議体として、経営管理委員会・理事会はもとより、リスク管理委員会、ALM委員会を設置するとともに、その決定事項にもとづき各部門が業務執行にあたっています。

また、融資取引および市場関連取引に関しては、牽制機能を確保するため、取引執行を行うフロントオフィスと事務処理を行うバックオフィスを分離するとともに、リスク管理統括部門がミドルオフィスとして信用・市場リスク関係の業務執行等をモニタリングしています。

さらに、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、その結果にもとづく制度および業務の改善・合理化への助言・提言等を行い、業務運営の適切性の維持・改善に努めています。



▶ リスク管理方法

当会では、業務執行上で発生するリスクについて、その特性に応じた管理方法を定めています。

【主要リスクの管理方法】

リスク特性	主要リスク	リスク内容	管理方法
収益発生を意図し能動的に取得するリスク	市場リスク	金利・株価・為替等の変動により保有資産・負債の価格が変動し損失を被るリスク	- 金利感応度分析等のALM手法にもとづき、資産・負債両面での総合管理を行う。 - 有価証券運用では、運用目的とそれに応じた運用限度額を定めるとともに、ロスカットルールを設定し遵守する。
	信用リスク	信用供与先の財務状況悪化などにより、元金や利息の回収が困難となるリスク	- 与信先の経営状況や証券の外部格付けを注視する。 - 内部格付制度にもとづく与信限度額や貸出基準金利を設定し適正なポートフォリオ管理を行う。 - 業種、与信額、金利条件等の偏在によるリスク集中の有無を管理し分散を図る。
	流動性リスク	資金調達が困難となり取引の決済に支障をきたしたり、市場混乱などにより正常な有価証券取引ができなくなる等により損失を被るリスク	- 会員JAなどの資金動向を的確に把握するとともに、資金不足時の事前対応策を設定する。 - 有価証券の換金にあたっては、時価や売買レートが極端に不利な状況となっていないか市場動向のモニタリングを行う。
業務執行に伴い受動的に発生するリスク (オペレーショナルリスク)	事務リスク	当会の役職員が誠実な事務を怠る、あるいは事故・不正を起こすことにより損失を被るリスク	- 定期的な自己点検の実施はもとより、システム手当・要領・マニュアル等の整備に努めるとともに、研修充実により処理方法・手順の徹底を図る。 - 事務ミスが発生した場合は、発生原因を究明し改善を図る。
	システムリスク	コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備・不正使用等により損失を被るリスク	- セキュリティポリシー等に従い、コンピュータシステムの安全対策を講じる。 - システム障害に備えた対応計画を策定し、業務の継続と迅速な復旧が可能となるよう対応する。
	情報漏洩リスク	セキュリティポリシーが遵守されずに情報が漏洩することに伴うリスク	- 役職員に対するコンプライアンスや情報セキュリティ教育を実施するとともに、風評等の発生も予想しながら早急に対策を講じる。 - 情報漏洩等が発生した場合および漏洩の懸念がある場合、迅速かつ適切に対応する。
	風評リスク (レピュテーションリスク)	世評・評判等から組織の信頼性が損なわれ、損失を被るまたは得られる利益を失うリスク	- 当会に関する風説・風評の早期発見に努めるとともに、緊急度・影響度等の視点にもとづく適切な対応を行う。 - メディアへの的確な情報開示や関係団体との連絡を密に行い、事態の早期収拾を図る。

貸出業務運営

■ 貸出基本方針

当会は、農業およびその関連産業をはじめとする地域産業の振興ならびに地域社会の活性化・発展等に寄与することを最も重要な役割のひとつとして位置付け、貸出をはじめ全ての与信に関する規範として、「与信に関する基本方針（クレジットポリシー）」にもとづき、貸出先の財務面・技術力および成長性などの総合的な視点のもと、安易に担保・保証に依存することなく、資金の円滑な供給に取り組むなど、貸出業務の適正な遂行に努めています。また、営業部門から独立した審査部門を設置し内部牽制機能を確認するとともに、貸出先の業況・財務内容等の状況を常に把握するなどによって、貸倒れなどのリスクを管理・抑制しお客さまの信頼に応えるよう努めています。

■ 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当会は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施しています。

引き続き、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインにもとづき、誠実な対応に努めていきます。

■ 金融円滑化への取組み

当会は、農業者の協同組織金融機関の一員として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を最も重要な役割のひとつとして位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、以下に掲げる「金融円滑化にかかる基本方針」にもとづき、その適切な業務の遂行に向け取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本方針

1. 当会は、お客さまからの新規貸付や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、上記のお申込があった場合、お客さまの経験等に応じた説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めるとともに、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
3. 当会は、上記1.および2.の対応等を行うにあたり、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、三重県農業信用基金協会、三重県農協信用保証センター、地域経済活性化支援機構、特定認証紛争解決事業者等との緊密な連携を図るよう努めます。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
4. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。また研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。
5. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込に対する問合せ、相談、要望および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
6. 当会は、お客さまからの前掲のご相談・お申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、次の体制を整備いたしております。
 - (1) 理事長以下、理事・部長等で構成する「企画会議」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 貸出担当理事を「管理責任者」とし、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 貸出関連部門である食農営業部の部長を「管理担当者」とし、当該部門内における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当会は、本方針にもとづく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

主要業務の概要

● 貯金等窓口業務

当座貯金や普通貯金、各種定期貯金などさまざまな貯金商品を取り扱っています。

また、日本銀行歳入復代理店をはじめ、三重県の収納代理金融機関として、各種税金等の収納事務も行っています。

● 貸出業務

三重県内に事務所（事業所・営業所・工場など）を有する農業法人・企業等の皆さまの経営ニーズに応じた資金をご融資しています。とりわけ農業面では、経営規模の拡大や生産効率の向上、6次産業化への参入などの多様な経営ニーズにお応えできるよう、農業近代化資金、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）などの制度資金をはじめ豊富な資金メニューを取り揃えています。

● 資金運用業務

貸出金として運用している以外の資金については、安全性・収益性を重視し、農林中央金庫への預金や国内外の債券、株式等への分散投資により安全かつ効率運用に努めています。

● 為替・決済業務

全国銀行内国為替制度（全銀データ通信システム）加盟の金融機関として、全国のJA・銀行・信用金庫等への振込・送金や代金取立などを取り扱っています。

また、給与振込・年金振込等の口座振込、公共料金等の口座振替、各種クレジットカードの代金決済等の取扱いも行っています。

● JAの指導・支援業務

農業者・地域の皆さまへ、JAバンクならではの金融仲介機能を発揮できるよう、県下JAへ金融・非金融の両面で指導支援を行っています。さらに、研修会の実施等を通じて、農業経営に関するコンサルティングや、お客さまの生活設計・資産形成に関するご相談に的確に対応し得る人材の育成に取り組んでいます。

また、JAバンク県本部として、県下JAにおける内部管理態勢の強化や経営健全性の確保に向けた指導支援を行っています。

主な取扱商品

■貯金

(令和5年4月現在)

種 類	期 間	預け入れ額	仕組み・特徴など
当 座 貯 金	定めなし	1 円以上	小切手や手形のお支払いのための貯金です。お利息はつきません。
普 通 貯 金			出し入れ自由の貯金で、給料や年金の自動受け取り、公共料金などの自動支払い口座としてご使用いただけます。
普 通 貯 金 (決 済 用)			上記普通貯金と同様ですが、お利息はつきません。(貯金保険制度において全額保護の対象となっています。)
通 知 貯 金	定めなし ただし、7日以上 の据置期間が必要	5 万円以上	短期間の運用に適しています。
スーパ－定期貯金	1 か月以上 5 年以内	1,000円以上	自由に預入期間を設定いただけます。
大 口 定 期 貯 金		1,000万円以上	
期日指定定期貯金	1 年以上 3 年以内	1,000円以上 300万円未満	1 年複利で、1 年経過後はいつでもお引出しできます。
積 立 定 期 貯 金	6 か月以上	1,000円以上	期間を定めて積み立てる方式と期間を定めずに積み立てる方式の 2 種類があり、途中でお引出しもできます。
一 般 財 形 貯 金	3 年以上	1 円以上	毎月の給料やボーナスから天引きして積み立てます。財形年金と財形住宅は合計550万円まで非課税です。
財 形 年 金 貯 金	5 年以上		
財 形 住 宅 貯 金			
譲 渡 性 貯 金	7 日以上 5 年以内	1,000万円以上	大口資金の運用に適しており、満期日前に譲渡することができます。

■貸出

種 類		資金使途	対 象 者	融資・返済期間	担保・保証
農 業 資 金	農 業 経 営 資 金	農業経営に必要な設備資金など	県内に事務所や 事業所を有する 農業法人・農業者	ご相談に応じて 決定しております。	
	農業近代化資金	農業経営に必要な設備資金			
	農業経営改善資金 (スーパーS資金)	農業経営に必要な運転資金			
事 業 資 金		運転資金・設備資金など	県内に事業所等を 有する法人など		
受 託 資 金	日本政策金融公庫 (農 業 資 金)	農業経営に必要な設備資金など	各制度により対象 者が異なりますの で、ご利用の際は 当会までお問い合わせ ください。		
	日本政策金融公庫 (教 育 資 金)	大学、高校等への進学に伴う入学金 など			
	住宅金融支援機構	賃貸住宅の新築に必要な資金など			

■その他のサービス

種 類	特 徴
JAキャッシュサービス 	JAバンクのキャッシュカードで、全国のほとんどの金融機関のATM・CDまたはコンビニATMで現金のお引出し、残高照会等がご利用いただけるサービスです。JAバンクATMでは、曜日・時間を問わず入出金手数料が無料で、より便利にご利用いただけます。
J A カ ー ド 	JAバンクのクレジットカードです。年会費は初年度が無料、次年度以降も年間12万円以上のご利用、または電気料金、携帯電話料金いずれかのカード支払い利用で年会費無料 ^(注1) となります。また、「ロードアシスタンスサービス付カード」や「ICキャッシュカードとの一体型カード」など多彩なカードラインナップを取り揃えております。
デビットカードサービス 	J-デビットの加盟店でのお買い物等の利用代金をJAバンクのキャッシュカードにてご精算いただけます。またキャッシュアウト加盟店では、現金のお引出しサービスもご利用いただけます。
JAバ ン ク ア プ リ 	スマートフォンを利用して、普通貯金・定期貯金等の残高照会や投資信託の残高照会、入出金明細等の確認が手軽に行えるサービスです。また、対応する払込票のバーコードを読み取ることで税金・公共料金・通販代金などを簡単にお支払いいただける「PayB（ペイビー）」機能も具備しています。キャッシュカードをお持ちの方であれば、来店不要ですぐにご利用いただけます。
JAネットバンクサービス 	インターネットに接続されているパソコン、スマートフォンを利用して、残高照会、振込・振替やマルチペイメントネットワークを利用した公共料金・税金のお支払いなどの各種サービスをご利用いただけます ^(注2) 。
法人JAネットバンクサービス 	インターネットに接続されているパソコンを利用して、残高照会、振込、振替はもちろん、給与振込などのデータ伝送サービスなどの各種サービスを会社のパソコンでご利用いただけます。
給 与 受 取 サ ー ビ ス	給与・ボーナスをご指定の貯金口座に自動的に入金するサービスです。
年 金 受 取 サ ー ビ ス	国民年金・厚生年金等各種年金を、ご指定の貯金口座に自動的に入金するサービスです。
自 動 支 払 サ ー ビ ス	電気・電話・NHK等公共料金のほか、授業料、各種クレジット代金などをご指定の貯金口座から自動的にお支払いするサービスです。
自 動 集 金 サ ー ビ ス	売上代金等を、口座引落しにより集金し、ご指定の口座に入金するサービスです。
定 時 自 動 送 金 サ ー ビ ス	毎月一定額を貯金口座から自動引落しのうえ、ご指定の口座に自動振込するサービスです。家賃、仕送り等の振込に便利です。
JAバンクでんさいサービス	株式会社全銀電子債権ネットワーク（通称:でんさいネット）が手形に代わる新たな決済手段として提供する「電子記録債権（でんさい）」を利用するためのサービスです。インターネットに接続されているパソコンを利用して、手形や振込などの売買代金の決済が安全かつ便利にご利用いただけます。

(注1) 種類によっては、年会費が必要になるカードもあります。

(注2) マルチペイメントネットワークサービスでのお支払いが可能な機関・企業等の料金に限りです。

■役員 (令和5年7月現在)

役 職 名		氏 名	
会 長		谷 口 俊 二	
副 会 長		西 村 隆 行	
委 員		生 川 秀 治	
委 員		山 本 清 巳	
委 員		北 川 俊 一	

役 職 名	氏 名
代表理事専務理事 運用統括本部長	堀 内 厚 洋
常 務 理 事 JAバンク統括本部長	柴 田 一 樹
常 務 理 事 経営統括本部長	吉 田 弘 忠

役 職 名	氏 名
代 表 監 事	西 井 正
常 勤 監 事	田 中 良 子
監 事	水 谷 隆
員 外 監 事	池 田 恒 廣

[illegible]

■会員数および出資口数

会 員 数

資 格 別	令和3年度末	令和4年度末
正 会 員	16	15
准 会 員	39	39
計	55	54

出資口数

資 格 別	令和3年度末	令和4年度末
正 会 員	13,715,117	13,715,095
准 会 員	35,305	35,305
計	13,750,422	13,750,400

(注) 出資1口は、5,000円です。

■職員数

区 分	令和3年度末	令和4年度増加	令和4年度減少	令和4年度末
男 性 職 員	106 (16)	3	8	101 (12)
女 性 職 員	49 (2)	3	4	48 (3)
計	155 (18)	6	12	149 (15)

(注) () 内は、出向者で内数です。

■店 舗

店 舗 名	所 在 地	電 話 番 号
本 店	三重県津市栄町一丁目960番地	059-229-9023

■特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

■子会社等数の増減

	令和3年度末	令和4年度末	増減
子 会 社	0	0	0
子 法 人	0	0	0
関 連 法 人	1	1	0
計	1	1	0

組織・機構図

■ 関連会社の概況等

当会の関連会社（持分法適用の関連会社）である（株）三重県農協情報センターは、JAグループ三重の共同利用施設として、県下JAおよび県組織の情報システムの企画・構築、情報処理サービスの提供を行っています。

● 概 況

(令和5年3月末現在)

会 社 名	株式会社三重県農協情報センター
所 在 地	三重県津市栗真町屋町401番地の8
事 業 内 容	電子計算機処理・事務機器等の販売、斡旋
設 立 年 月 日	昭和47年12月19日
資 本 金	450百万円
当 連 合 会 の 議 決 権 比 率	26.66%
他 の 子 会 社 等 の 議 決 権 比 率	0.0%

● 主な財務内容

(令和5年3月末現在、単位：百万円)

売上高	経常損失	当期純損失	総資産	純資産
2,316	52	65	2,868	748

● 事業概況

JAの課題解決をIT面からサポートするとともに、JA受託システムの安定稼働、業務継続態勢の充実およびJA事業コストの削減について取り組みました。

当会のあゆみ

昭和23年 8月	三重県信用農業協同組合連合会設立
25年 4月	三重県農業会から資産譲受および債務引受
29年 4月	農林漁業金融公庫の代理業務開始
34年12月	住宅金融公庫の代理業務開始
44年 8月	電算システム稼働
51年 6月	国庫金振込事務取扱開始
54年 1月	全国内国為替制度加盟
55年 4月	三重県農協貯金ネットサービス開始
59年 3月	全国農協貯金ネットサービス開始
61年12月	県下JA貯金1兆円突破
63年12月	貯金1兆円突破
平成 2年 5月	全支所を廃止し、本所を本店に改称
7月	業態間CD提携取引開始
3年 2月	歳入金窓口受入事務取扱開始
6年 5月	新オンラインシステム稼働、手形・小切手の集中決済処理取扱開始
9月	国債等窓口販売業務取扱開始
8年 4月	自動化機器による振込取扱開始
9年 9月	文書為替集中入金処理取扱開始
10月	口座振替依頼書集中管理取扱開始
11年 3月	印鑑票照会システム稼働
10月	投資信託窓口販売業務取扱開始
12年 5月	郵便貯金CD提携取扱開始
10月	デビットカード取扱開始
13年 2月	JAテレホンバンキングサービス取扱開始
7月	経営管理委員会制度導入
11月	JAネットバンク(インターネットバンキングサービス)取扱開始
14年 1月	JAバンクシステム始動
15年 5月	JASTEMシステム(西葛西センタ)への移行
16年 1月	マルチペイメントネットワークサービス取扱開始
4月	県内信用事業イントラネットシステム導入
17年 3月	決済用貯金取扱開始
18年 4月	百五銀行および県内信用金庫とATM利用手数料無料化提携
11月	ICキャッシュカード取扱開始、日本銀行歳入復代理店資格取得
19年 9月	JAバンクATMの時間外手数料を無料化
20年 2月	JAファームバンキングサービス取扱開始
12月	新窓販国債および個人向け国債を取扱開始
22年 3月	県下JA貯金2兆円突破
23年 1月	JASTEM新システム(九州センタ)への移行
11月	三重銀行および株式会社イーネットとATM利用手数料無料化提携
26年 2月	顧客属性照会システム(CCS)の導入
26年 4月	第三銀行とATM利用手数料無料化提携
26年10月	法人JAネットバンク取扱開始
27年 5月	JAバンクでんさいサービス取扱開始
28年 4月	JASTEMネットワーク迂回中継回線の運用開始
29年 3月	JASTEM-ATMへの移行
30年 1月	つみたてNISA取扱開始
10月	JASTEMシステムの更改
令和元年12月	JAバンクアプリ取扱開始
4年 1月	遺言信託・遺産整理業務の取扱開始
4年11月	手形・小切手の電子交換取扱開始

資料編目次

I 決算の状況

1. 貸借対照表	35
2. 損益計算書	36
3. キャッシュ・フロー計算書	37
4. 剰余金処分計算書	38
5. 注記表	38
6. 財務諸表の適正性等にかかる確認	59
7. 会計監査人の監査	59

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	60
2. 利益総括表	60
3. 事業純益	61
4. 資金運用収支の内訳	61
5. 受取・支払利息の増減額	61

III 事業の概況

1. 貯金に関する指標	62
(1) 科目別貯金平均残高	
(2) 定期貯金残高	
2. 貸出金等に関する指標	62
(1) 科目別貸出金平均残高	
(2) 貸出金の金利条件別内訳残高	
(3) 貸出金の担保別内訳残高	
(4) 債務保証の担保別内訳残高	
(5) 貸出金の使途別内訳残高	
(6) 貸出金の業種別残高	
(7) 主要な農業関係の貸出金残高	
(8) 農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	
(9) 元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況	
(10) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	
(11) 貸出金償却の額	
3. 有価証券に関する指標	66
(1) 種類別有価証券平均残高	
(2) 商品有価証券種類別平均残高	
(3) 有価証券残存期間別残高	
4. 有価証券の時価情報等	68
(1) 有価証券の時価情報	
(2) 金銭の信託の時価情報	
(3) デリバティブ取引等	

IV 経営諸指標

1. 利益率	71
2. 貯貸率・貯証率	71

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況	72
(1) 自己資本の構成	
(2) 自己資本の充実度に関する事項	

2. 信用リスクに関する事項	76
(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高	
(2) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額	
(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高	
3. 信用リスク削減手法に関する事項	80
(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	
4. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項	81
(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳	
(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ	
(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ	
5. 証券化エクスポージャーに関する事項	82
(1) 保有する証券化エクスポージャーの額	
(2) リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額	
(3) 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額	
(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	
6. オペレーショナル・リスクに関する事項	85
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	85
(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価	
(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却にともなう損益	
(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額	
(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額	
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	86
9. 金利リスクに関する事項	87

VI 役員等の報酬体系

1. 役員	89
(1) 対象役員	
(2) 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法	
(3) 対象役員の報酬等の決定等	
2. 職員等	90
3. その他	90

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和3年度 (令和4年3月31日現在)	令和4年度 (令和5年3月31日現在)	科 目	令和3年度 (令和4年3月31日現在)	令和4年度 (令和5年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	2,335	1,763	貯金	1,979,445	1,928,240
預け金	1,092,850	1,064,185	当座貯金	19,398	16,835
系統預け金	1,091,247	1,064,028	普通貯金	6,176	6,831
系統外預け金	1,602	156	通知貯金	35	35
買入金銭債権	22,751	16,023	別段貯金	498	377
金銭の信託	27,796	30,608	定期貯金	1,953,335	1,904,161
有価証券	763,291	682,928	譲渡性貯金	25,752	22,514
国債	132,925	79,113	債券貸借取引受入担保金	88,891	52,965
地方債	68,445	66,054	借入金	15,500	12,000
短期社債	22,998	—	代理業務勘定	0	0
社債	410,128	401,220	その他負債	7,061	1,289
外国証券	51,487	60,770	貸付留保金	168	—
株式	12,578	13,884	未払法人税等	38	3
受益証券	60,631	58,196	貯金利子諸税その他	22	25
投資証券	4,095	3,688	従業員預り金	204	191
貸出金	267,375	264,780	仮受金	0	3
手形貸付	741	856	資産除去債務	1	1
証書貸付	194,386	200,370	未払金	0	0
当座貸越	13,441	14,320	未払費用	1,087	899
金融機関貸付	58,745	49,197	前受収益	39	38
割引手形	60	36	約定取引未決済借	5,377	—
その他資産	5,649	10,072	未決済為替借	120	124
従業員貸付金	67	63	諸引当金	6,222	6,158
差入保証金	46	44	相互援助積立金	5,055	5,055
仮払金	12	4	賞与引当金	63	60
未収還付法人税等	677	722	退職給付引当金	1,082	1,014
未収金	1	1	役員退職慰労引当金	20	28
その他の資産	1,404	1,382	繰延税金負債	4,613	848
未収収益	1,482	1,483	債務保証	1,089	1,211
前払費用	0	1			
約定取引未決済貸	315	4,501	負債の部合計	2,128,577	2,025,229
未決済為替貸	1,641	1,865	(純資産の部)		
有形固定資産	143	130	出資金	68,752	68,752
建物	68	60	(うち後配出資金)	(40,112)	(40,112)
土地	31	31	利益剰余金	55,250	57,365
建設仮勘定	30	30	利益準備金	25,690	26,200
その他の有形固定資産	14	8	その他利益剰余金	29,560	31,165
無形固定資産	96	61	経営基盤安定化積立金	2,000	2,000
ソフトウェア	91	56	特別積立金	21,400	21,900
その他の無形固定資産	4	4	当期末処分剰余金	6,160	7,265
外部出資	89,145	89,145	(うち当期剰余金)	(2,530)	(3,145)
系統出資	88,489	88,489	会員資本合計	124,002	126,117
系統外出資	536	536	その他有価証券評価差額金	14,070	4,521
子会社等出資	120	120	評価・換算差額等合計	14,070	4,521
債務保証見返	1,089	1,211			
貸倒引当金	△ 5,877	△ 5,043	純資産の部合計	138,072	130,638
資産の部合計	2,266,649	2,155,868	負債および純資産の部合計	2,266,649	2,155,868

I 決算の状況

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度 〔 自 令和 3年4月 1日 至 令和 4年3月31日 〕	令和4年度 〔 自 令和 4年4月 1日 至 令和 5年3月31日 〕
経常収益	19,786	19,179
資金運用収益	14,054	14,236
貸出金利	2,102	2,136
預け金利息	29	22
有価証券利息	4,823	5,968
コールローン利息	5	3
その他の受入利息	7,093	6,106
(うち受取奨励金)	(6,096)	(5,434)
(うち受取特別配当金)	(952)	(619)
役務取引等収益	243	219
受入為替手数料	144	146
その他の受入手数料	99	73
その他の役務取引等収益	0	—
その他の事業収益	2,405	2,470
受取助成金	3	15
国債等債券売却益	989	941
国債等債券還益	99	158
金融派生商品収益	—	42
その他の事業収益	1,312	1,312
(うち受取出資配当金)	(1,312)	(1,312)
その他の経常収益	3,083	2,252
貸倒引当金戻入益	102	193
償却債権取立益	6	195
株式等売却益	2,384	875
金銭の信託運用益	564	966
その他の経常収益	25	21
経常費用	17,052	16,162
資金調達費用	12,699	11,961
貯蓄性貯金利息	80	53
譲渡性貯金利息	0	0
債券貸借取引支払利息	9	8
その他の支払利息	12,608	11,899
(うち支払奨励金)	(12,606)	(11,894)
役務取引等費用	170	192
支払為替手数料	3	2
その他の支払手数料	167	190
その他の役務取引等費用	0	0
その他の事業費用	900	936
買入金銭債権売却損	—	1
国債等債券売却損	876	399
国債等債券償却	16	535
金融派生商品費用	7	—
経常費用	2,704	2,745
人物案件費用	1,463	1,454
人物案件費用	1,135	1,177
その他の経常費用	106	112
株式等売却損	576	326
金銭の信託運用損	84	34
その他の経常費用	91	45
その他の経常費用	400	245
経常利益	2,734	3,016
特別損失	11	2
固定資産処分損失	0	2
減損損失	11	—
税引前当期利益	2,722	3,014
法人税、住民税および事業税	101	3
法人税等調整額	91	△134
法人税等合計	192	△130
当期剰余金	2,530	3,145
当期首繰越剰余金	3,629	4,120
当期末処分剰余金	6,160	7,265

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
	〔 自 令和 3年4月 1日 至 令和 4年3月31日 〕	〔 自 令和 4年4月 1日 至 令和 5年3月31日 〕
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	2,722	3,014
減価償却費	55	50
減損損失	11	—
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△743	△834
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△46	△68
その他の引当金・積立金の増減額（△は減少）	△49	5
資金運用収益	△14,054	△14,236
資金調達費用	12,699	11,961
有価証券関係損益（△は益）	△2,359	△825
金銭の信託の運用損益（△は益）	△468	△920
固定資産処分損益（△は益）	0	2
貸出金の純増（△）減	△4,682	2,594
預け金の純増（△）減	3,000	37,000
買入金銭債権の純増（△）減	△13,041	6,727
貯金の純増減（△）	△20,879	△54,443
借入金の純増減（△）	△39,900	△3,500
債券貸借取引受入担保金の純増減（△）	20,734	△35,926
資金運用による収入	14,736	15,199
資金調達による支出	△12,809	△12,155
事業分量配当金の支払額	△491	△491
その他	△401	△399
小 計	△55,968	△47,244
法人税等の支払額	△323	△38
事業活動によるキャッシュ・フロー	△56,292	△47,283
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△289,992	△254,587
有価証券の売却による収入	161,188	156,914
有価証券の償還による収入	185,257	157,085
金銭の信託の増加による支出	△13,114	△8,681
金銭の信託の減少による収入	6,468	4,857
固定資産の取得による支出	△51	△4
外部出資の減少による収入	0	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	49,756	55,583
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の払戻しによる支出	△ 0	△ 0
出資配当金の支払額	△707	△537
財務活動によるキャッシュ・フロー	△707	△537
4 現金および現金同等物にかかる換算差額	—	—
5 現金および現金同等物の増加額	△7,243	7,762
6 現金および現金同等物の期首残高	48,425	41,182
7 現金および現金同等物の期末残高	41,182	48,944

I 決算の状況

4. 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1 当期末処分剰余金	6,160	7,265
2 剰余金処分額	2,039	3,747
(1) 利益準備金	510	630
(2) 任意積立金	500	500
特別積立金	500	500
(3) 出資配当金	537	537
普通出資に対する配当金	429	429
後配出資に対する配当金	78	78
第二種後配出資に対する配当金	29	29
(4) 事業分量配当金	491	2,079
3 次期繰越剰余金	4,120	3,518

(注) 1. 出資に対する配当率は次のとおりです。
 令和3年度 普通出資1.50% 後配出資0.75% 第二種後配出資0.10%
 令和4年度 普通出資1.50% 後配出資0.75% 第二種後配出資0.10%
 2. 事業分量配当の分配の基準は、次のとおりです。
 令和3年度 系統定期貯金の年間平均残高に対し、年0.025%を乗じた金額
 令和4年度 系統定期貯金の年間平均残高に対し、年0.109%を乗じた金額

5. 注記表

令和3年度

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・満期保有目的の債券……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・子会社・子法人等株式および関連法人等株式
 - ……原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他の有価証券
 - 時価のあるもの……原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等
 - ……原価法（売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

令和4年度

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・満期保有目的の債券……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・子会社・子法人等株式および関連法人等株式
 - ……原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他の有価証券……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

令和3年度

- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物	6年～50年
その他	5年～20年

- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (7) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。なお、外貨建負債はありません。
- (8) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

⑤ 相互援助積立金

相互援助積立金は、JAバンクの信用向上に資するため、「三重県JAバンク支援制度要領」に基づき計上しています。

(9) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。

令和4年度

- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物	6年～50年
その他	5年～20年

- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (7) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。なお、外貨建負債はありません。
- (8) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

⑤ 相互援助積立金

相互援助積立金は、JAバンクの信用向上に資するため、「三重県JAバンク支援制度要領」に基づき計上しています。

(9) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。

I 決算の状況

令和3年度

2 会計方針の変更に関する事項

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

この結果、当年度の経常利益および税引前利益へ与える影響はありません。なお、期首の利益剰余金への影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。なお、これによる当年度の計算書類への影響はありません。

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度にかかる計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

- ① 当年度にかかる計算書類に計上した額
貸倒引当金 5,877百万円
- ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - a 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項(8) 引当金の計上方法①貸倒引当金」に記載しています。
 - b 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
 - c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度にかかる計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

- ① 当年度にかかる計算書類に計上した額
「6 金融商品に関する事項(2) 金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。
- ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - a 算出方法
金融商品の時価の算出方法は、「6 金融商品に関する事項(2) 金融商品の時価等に関する事項②金融商品の時価

令和4年度

2 会計方針の変更に関する事項

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当年度の計算書類への影響はありません。

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度にかかる計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

- ① 当年度にかかる計算書類に計上した額
貸倒引当金 5,043百万円
- ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - a 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項(8) 引当金の計上方法①貸倒引当金」に記載しています。
 - b 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
 - c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度にかかる計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

- ① 当年度にかかる計算書類に計上した額
「6 金融商品に関する事項(2) 金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。
- ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - a 算出方法
金融商品の時価の算出方法は、「6 金融商品に関する事項(2) 金融商品の時価等に関する事項②金融商品の時価

令和3年度

の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、544百万円です。
- (2) 有形固定資産の圧縮記帳額は、300百万円です。
- (3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として車輛等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合 計
オペレーティング・リース	63百万円	145百万円	209百万円

- (4) 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

有価証券	88,779百万円
貸出金	6,000百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金	88,891百万円
借用金	5,100百万円

上記のほか、担保に供している資産は為替決済、公金決済等の取引の担保として、預け金50,000百万円、有価証券297百万円を差し入れています。

- (5) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が国債および外国証券に合計25,564百万円含まれています。
- (6) 子会社等に対する金銭債権の総額は1,110百万円です。
- (7) 子会社等に対する金銭債務の総額は111百万円です。
- (8) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権・債務はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (9) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権額、危険債権額およびその合計額は次のとおりです。なお、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	207百万円
危険債権額	5,238百万円
合計額	5,446百万円

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更

令和4年度

の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、538百万円です。
- (2) 有形固定資産の圧縮記帳額は、300百万円です。
- (3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として車輛等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合 計
オペレーティング・リース	62百万円	101百万円	163百万円

- (4) 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

有価証券	53,656百万円
------	-----------

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金	52,965百万円
-------------	-----------

上記のほか、担保に供している資産は為替決済、公金決済等の取引の担保として、預け金50,000百万円、有価証券295百万円を差し入れています。

- (5) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が国債および外国証券に合計24,807百万円含まれています。
- (6) 子会社等に対する金銭債権の総額は801百万円です。
- (7) 子会社等に対する金銭債務の総額は283百万円です。
- (8) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権・債務はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (9) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権額、危険債権額およびその合計額は次のとおりです。なお、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	63百万円
危険債権額	4,655百万円
合計額	4,719百万円

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更

I 決算の状況

令和3年度

生債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものです。
三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
(表示方法の変更)

令和2年12月23日に公布された農業協同組合法施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一本化されリスク管理債権の範囲や債権の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一となりました。(令和4年3月31日施行)

- (10) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は60百万円です。
- (11) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は、58,218百万円です。
- (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金32,641百万円が含まれています。

5 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益総額 8百万円
うち事業取引高 8百万円
- (2) 子会社等との取引による費用総額 374百万円
うち事業取引高 374百万円
- (3) 当年度においては、以下の職員寮にかかる資産について、減損損失を計上しています。

主な用途	種類	場所	減損損失
業務用資産	土地	津市	11百万円
合 計			11百万円

業務用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性および機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングをしています。なお、職員寮については、令和5年3月31日での閉鎖を決定したことから、その関連資産を個別資産としてグルーピングしています。

上記の資産は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額です。正味売却価額は不動産会社からの査定価格に基づき算定しています。

令和4年度

生債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものです。
三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (10) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は36百万円です。
- (11) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は、58,761百万円です。
- (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金33,641百万円が含まれています。

5 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益総額 6百万円
うち事業取引高 6百万円
- (2) 子会社等との取引による費用総額 392百万円
うち事業取引高 392百万円

令和3年度

6 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、三重県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金（当座貸越契約および貸出コミットメントを含む）、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、金銭の信託および有価証券は、主に株式、債券、投資信託、オルタナティブ資産で運用しており、満期保有目的、純投資目的（運用目的およびその他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、農林中央金庫から借り入れた日銀成長基盤強化支援資金および日銀新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションに基づく資金です。

デリバティブ取引には、その他有価証券で保有する債券、株式のリスクヘッジを目的として行っている先物取引および保有有価証券の運用効率向上を目的として行っているオプション取引があります。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスク管理基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行いリスク管理委員会およびALM委員会に報告しています。

信用リスク取引にかかる年間の運用方針等は、企画会議またはALM委員会において審議のうえ、理事会において決定しています。また、リスク管理委員会を毎月開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容を把握するとともに、状況に応じて対応方針を協議しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

令和4年度

6 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、三重県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金（当座貸越契約および貸出コミットメントを含む）、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、金銭の信託および有価証券は、主に株式、債券、投資信託、オルタナティブ資産で運用しており、満期保有目的、純投資目的（運用目的およびその他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、農林中央金庫から借り入れた日銀成長基盤強化支援資金および日銀新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションに基づく資金です。

デリバティブ取引には、その他有価証券で保有する債券、株式のリスクヘッジを目的として行っている先物取引および保有有価証券の運用効率向上を目的として行っているオプション取引があります。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスク管理基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行いリスク管理委員会およびALM委員会に報告しています。

信用リスク取引にかかる年間の運用方針等は、企画会議またはALM委員会において審議のうえ、理事会において決定しています。また、リスク管理委員会を毎月開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容を把握するとともに、状況に応じて対応方針を協議しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

I 決算の状況

令和3年度

ALMに関する規程等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において方針を協議し、運営状況（投資方針等ALM委員会の主要決定事項、当面の見通し等）について、毎月理事会および経営管理委員会に報告する体制をとっています。

また、金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にALM委員会に報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、有価証券の為替変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、時価の把握を定期的に行いALM委員会に報告しています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会で協議した方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。また、リスク管理統括部門および有価証券運用部門で行ったリスク分析の結果については、リスク管理委員会およびALM委員会に報告し、運用方針の協議を行っています。

このほか、総務部門で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、モニタリング、事務処理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立して管理しています。

(e) 市場リスクにかかる定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券および満期保有目的に分類される債券、「貯金」です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当会のVaRは分散共分散法（信頼区間99%、観測期間5年、保有期間：有価証券60営業日、預け金等250営業日）により算出しており、令和4年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で15,242百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

c 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

令和4年度

ALMに関する規程等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において方針を協議し、運営状況（投資方針等ALM委員会の主要決定事項、当面の見通し等）について、毎月理事会および経営管理委員会に報告する体制をとっています。

また、金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にALM委員会に報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、有価証券の為替変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、時価の把握を定期的に行いALM委員会に報告しています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会で協議した方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。また、リスク管理統括部門および有価証券運用部門で行ったリスク分析の結果については、リスク管理委員会およびALM委員会に報告し、運用方針の協議を行っています。

このほか、総務部門で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、モニタリング、事務処理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立して管理しています。

(e) 市場リスクにかかる定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券および満期保有目的に分類される債券、「貯金」です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当会のVaRは分散共分散法（信頼区間99%、観測期間5年、保有期間：有価証券60営業日、預け金等250営業日）により算出しており、令和5年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で22,824百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

c 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

令和3年度

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預け金	1,092,850	1,092,859	8
買入金銭債権	22,751	22,730	△21
有価証券に該当しないもの	22,751	22,730	△21
金銭の信託	27,796	27,796	—
運用目的の金銭の信託	2,000	2,000	—
その他の金銭の信託	25,796	25,796	—
有価証券	763,291	763,626	335
満期保有目的の債券	8,237	8,572	335
その他有価証券	755,054	755,054	—
貸出金	267,375		
貸倒引当金	△5,851		
貸倒引当金控除後	261,524	263,901	2,377
資産計	2,168,215	2,170,914	2,699
貯金	2,005,198	2,005,224	26
借入金	15,500	15,497	△2
債券貸借取引受入担保金	88,891	88,891	—
負債計	2,109,589	2,109,613	23

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。
2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金25,752百万円を含めています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OISという) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

信託銀行等の第三者から入手した評価額によっています。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記dおよびeと同様の方法により評価しています。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の

令和4年度

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預け金	1,064,185	1,064,113	△71
買入金銭債権	16,023	16,005	△18
有価証券に該当しないもの	16,023	16,005	△18
金銭の信託	28,597	28,597	—
運用目的の金銭の信託	2,500	2,500	—
その他の金銭の信託	26,097	26,097	—
有価証券	682,928	683,184	255
満期保有目的の債券	7,078	7,334	255
その他有価証券	675,850	675,850	—
貸出金	264,780		
貸倒引当金	△5,002		
貸倒引当金控除後	259,778	261,191	1,413
資産計	2,051,512	2,053,092	1,579
貯金	1,950,755	1,950,572	△182
借入金	12,000	11,998	△1
債券貸借取引受入担保金	52,965	52,965	—
負債計	2,015,720	2,015,537	△183

(注) 1. その他の金銭の信託には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれています。
2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。
3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金22,514百万円を含めています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OISという) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

信託銀行等の第三者から入手した評価額によっています。

c 金銭の信託

信託財産を構成する有価証券や貸出金の時価は、下記dおよびeと同様の方法により評価しています。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

I 決算の状況

令和3年度

第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

また、投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項の経過措置を適用し、上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金については、適用利率が0パーセントであること、また当会の信用状態は実行後、大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

c 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資	89,145百万円
合 計	89,145百万円

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業

令和4年度

市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

なお、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金については、適用利率が0パーセントであること、また当会の信用状態は実行後、大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

c 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

非上場株式	151百万円
組合出資金	2,010百万円
その他外部出資	88,994百万円

(注) 1. 非上場株式およびその他外部出資については、「金融商品の時価等の開示に

令和3年度

会計基準適用指針第19号（2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,092,850	—	—	—	—	—
買入金銭債権	5,000	6,000	10,000	1,700	—	—
有価証券に 該当しない もの	5,000	6,000	10,000	1,700	—	—
有価証券	39,395	29,685	36,940	32,513	41,793	522,854
満期保有目的の債券	137	—	—	—	—	8,100
その他の有 価証券の うち満期が あるもの	39,258	29,685	36,940	32,513	41,793	514,754
貸出金	46,344	35,572	32,069	32,656	26,036	93,902
合 計	1,183,591	71,257	79,009	66,870	67,830	616,757

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越（融資型を除く）186百万円については「1年以内」に含めています。
2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等792百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,979,106	186	152	—	—	—
譲渡性貯金	25,752	—	—	—	—	—
借入金	5,700	9,800	—	—	—	—
債券貸借取引 受入担保金	88,891	—	—	—	—	—
合 計	2,099,450	9,986	152	—	—	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 売買目的有価証券はありません。

② 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借 対照表計上額を 超えるもの	社 債	8,237	8,572	335
	小 計	8,237	8,572	335
時価が貸借 対照表計上額を 超えないもの	社 債	—	—	—
	小 計	—	—	—
	合 計	8,237	8,572	335

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

令和4年度

関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

2. 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象としていません。なお、組合出資金は、「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号 2022年10月28日）第132項で定める任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等を含めております。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,064,185	—	—	—	—	—
買入金銭債権	6,000	10,000	—	—	—	—
有価証券に 該当しない もの	6,000	10,000	—	—	—	—
有価証券	27,136	32,119	24,257	46,382	87,568	417,120
満期保有目的の債券	62	—	—	—	—	7,016
その他の有 価証券の うち満期が あるもの	27,074	32,119	24,257	46,382	87,568	410,104
貸出金	52,680	32,893	39,400	30,880	13,337	95,528
合 計	1,150,003	75,012	63,657	77,262	100,905	512,649

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越（融資型を除く）381百万円については「1年以内」に含めています。
2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等59百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,892,900	35,143	187	—	9	—
譲渡性貯金	22,514	—	—	—	—	—
借入金	12,000	—	—	—	—	—
債券貸借取引 受入担保金	52,965	—	—	—	—	—
合 計	1,980,380	35,143	187	—	9	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 売買目的有価証券はありません。

② 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借 対照表計上額を 超えるもの	社 債	7,078	7,334	255
	小 計	7,078	7,334	255
時価が貸借 対照表計上額を 超えないもの	社 債	—	—	—
	小 計	—	—	—
	合 計	7,078	7,334	255

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

I 決算の状況

I 決算の状況

令和3年度				
(単位：百万円)				
	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	5,187	3,302	1,885
	債 券	255,923	247,169	8,754
	国 債	115,732	109,401	6,330
	地方債	18,795	18,222	572
	短期社債	3,000	2,999	0
	社 債	95,505	94,774	730
	外国証券	22,890	21,770	1,119
	受益証券	45,366	31,176	14,190
	投資証券	3,657	2,846	810
	小 計	310,135	284,495	25,640
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	7,390	8,120	△729
	債 券	421,824	425,411	△3,586
	国 債	17,193	17,375	△181
	地方債	49,649	50,244	△594
	短期社債	19,997	19,999	△1
	社 債	306,386	308,980	△2,593
	外国証券	28,596	28,811	△214
	受益証券	15,265	16,775	△1,510
	投資証券	437	457	△20
	小 計	444,918	450,764	△5,846
合 計		755,054	735,260	19,794

(注) 上記差額合計から繰延税金負債5,410百万円を差し引いた金額14,383百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券は次のとおりです。

(単位：百万円)				
	売却原価	売却額	売却益	売却の理由
国 債	11,000	11,024	23	償還まで3か月以内の銘柄を利回りを考慮して売却
合 計	11,000	11,024	23	

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)			
	売却額	売却益	売却損
株 式	2,730	249	83
債 券	137,857	966	145
その他	10,437	2,134	731
合 計	151,024	3,351	960

8 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- ① 運用目的の金銭の信託
貸借対照表計上額 2,000百万円

令和4年度				
(単位：百万円)				
	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	8,406	5,548	2,857
	債 券	89,983	83,802	6,180
	国 債	48,122	43,554	4,568
	地方債	5,243	4,918	324
	社 債	18,180	18,043	137
	外国証券	18,436	17,286	1,150
	受益証券	36,486	24,415	12,070
	投資証券	2,927	2,446	480
	小 計	137,803	116,213	21,589
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	5,478	5,921	△442
	債 券	510,097	521,183	△11,086
	国 債	30,990	32,030	△1,039
	地方債	60,811	62,686	△1,874
	社 債	375,961	383,750	△7,789
	外国証券	42,334	42,716	△382
	受益証券	21,710	24,095	△2,385
	投資証券	760	854	△94
	小 計	538,046	552,054	△14,008
	合 計	675,850	668,268	7,581

(注) 上記差額合計から繰延税金負債2,045百万円を差し引いた金額5,535百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)			
	売却額	売却益	売却損
株 式	2,576	149	27
債 券	155,982	941	399
その他	2,460	725	7
合 計	161,020	1,816	433

(4) 売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しています。

当年度における減損処理額は、535百万円（うち受益証券535百万円）です。

なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

8 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- ① 運用目的の金銭の信託
貸借対照表計上額 2,500百万円

令和3年度

当年度の損益に含まれた評価差額 △7百万円

② 満期保有目的の金銭の信託はありません。

③ その他の金銭の信託 (単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの
その他の 金銭の信託	25,796	26,228	△431	255	△687

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金資産118百万円を加えた金額△313百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

9 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度であるが、一部に全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しており、積立型制度に区分して記載しています。）を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、職位と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が有する確定給付企業年金制度および退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,129百万円
退職給付費用	116百万円
退職給付の支払額	△148百万円
制度への拠出額	△13百万円
期末における退職給付引当金	1,082百万円

b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,520百万円
年金資産	△438百万円
	1,082百万円
非積立型制度の退職給付債務	－百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,082百万円

退職給付引当金	1,082百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,082百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	116百万円
----------------	--------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、16百万円となっています。

また、存続組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、169百万円と

令和4年度

当年度の損益に含まれた評価差額 0百万円

② 満期保有目的の金銭の信託はありません。

③ その他の金銭の信託 (単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの
その他の 金銭の信託	28,108	29,506	△1,397	292	△1,690

(注) 1. 上記差額に繰延税金資産383百万円を加えた金額△1,014百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

9 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度であるが、一部に全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しており、積立型制度に区分して記載しています。）を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、職位と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が有する確定給付企業年金制度および退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,082百万円
退職給付費用	111百万円
退職給付の支払額	△166百万円
制度への拠出額	△13百万円
期末における退職給付引当金	1,014百万円

b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,451百万円
年金資産	△437百万円
	1,014百万円
非積立型制度の退職給付債務	－百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,014百万円

退職給付引当金	1,014百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,014百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	111百万円
----------------	--------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、16百万円となっています。

また、存続組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、145百万円と

I 決算の状況

令和3年度

なっています。

10 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
退職給付引当金	297百万円
繰延資産償却超過額	22百万円
賞与引当金	17百万円
貸出金償却	124百万円
貸倒引当金	1,373百万円
相互援助積立金	1,387百万円
貸出金未収利息	419百万円
有価証券有税償却額	152百万円
未払支払奨励金	281百万円
その他	82百万円
繰延税金資産小計	4,156百万円
評価性引当額	△3,477百万円
繰延税金資産合計 (A)	679百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△5,293百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計 (B)	△5,293百万円
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△4,613百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.44%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.20%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.92%
事業分当配当金	△4.95%
住民税均等割等	0.14%
評価性引当額の増減	△7.75%
その他	△0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.07%

令和4年度

なっています。

10 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金 ^(注1)	214百万円
退職給付引当金	278百万円
繰延資産償却超過額	21百万円
賞与引当金	16百万円
貸出金償却	41百万円
貸倒引当金	1,180百万円
相互援助積立金	1,387百万円
貸出金未収利息	382百万円
有価証券有税償却額	297百万円
未払支払奨励金	229百万円
その他	64百万円
繰延税金資産小計	4,115百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	－百万円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額 ^(注2)	△3,300百万円
評価性引当額小計	△3,300百万円
繰延税金資産合計(A)	815百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,662百万円
その他	△1百万円
繰延税金負債合計(B)	△1,663百万円
繰延税金負債の純額(A) + (B)	△848百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	－	－	－	－	－	214	214
評価性引当金	－	－	－	－	－	－	－
繰延税金資産	－	－	－	－	－	214	214

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(※2) 税務上の繰越欠損金214百万円について、繰延税金資産214百万円を計上しています。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し、評価性引当額を認識していません。

(注2) 前期に比べて評価性引当額が177百万円減少しています。この減少の主な要因は、貸倒引当金にかかる評価性引当額が減少したこと等によるものです。

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.44%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.26%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.36%
事業分当配当金	△18.92%
住民税均等割等	0.12%
評価性引当額の増減	△5.88%
その他	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△4.33%

令和3年度

11 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金です。

12 持分法損益等に関する事項

関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	
関連会社に対する投資の金額	120百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	217百万円
持分法を適用した場合の投資損失の金額	46百万円

令和4年度

11 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金です。

12 持分法損益等に関する事項

関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	
関連会社に対する投資の金額	120百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	199百万円
持分法を適用した場合の投資損失の金額	17百万円

I 決算の状況

6. 財務諸表の適正性等にかかる確認

確 認 書

- ① 私は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年6月30日

三重県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 内藤 真毅

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記表および剰余金処分計算書を指しています。

7. 会計監査人の監査

令和3年度および令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、千口)

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経 常 収 益	23,613	21,181	21,139	19,786	19,179
経 常 利 益	4,652	3,762	2,974	2,734	3,016
当 期 剰 余 金	3,636	3,033	2,271	2,530	3,145
出 資 金 (出 資 口 数)	68,752 (13,750)	68,752 (13,750)	68,752 (13,750)	68,752 (13,750)	68,752 (13,750)
純 資 産 額	143,360	131,080	142,797	138,072	130,638
総 資 産 額	2,217,572	2,226,549	2,311,840	2,266,649	2,155,868
貯 金 等 残 高	1,983,840	1,995,916	2,026,078	2,005,198	1,950,755
貸 出 金 残 高	220,098	238,248	262,692	267,375	264,780
有 価 証 券 残 高	734,994	803,735	823,190	763,291	682,928
剰 余 金 配 当 金 額	1,158	1,198	1,198	1,029	2,617
普 通 出 資 配 当 額	572	572	572	429	429
後 配 出 資 配 当 額	104	104	104	78	78
第 二 種 後 配 出 資 配 当 額	0	29	29	29	29
事 業 分 量 配 当 額	481	490	491	491	2,079
職 員 数	166人	158人	159人	155人	149人
単 体 自 己 資 本 比 率	13.94%	13.14%	12.81%	12.71%	12.96%

(注)「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
資 金 運 用 収 支	1,498	2,445	947
役 務 取 引 等 収 支	72	27	△ 45
そ の 他 事 業 収 支	1,504	1,534	29
事 業 粗 利 益 (事 業 粗 利 益 率)	3,075 (0.14)	4,007 (0.19)	931 (0.05)

(注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用)

2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用

3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用

4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支

5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

Ⅱ 損益の状況

3. 事業純益

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
事業純益	288	1,262	973
実質事業純益	370	1,262	891
コア事業純益	174	1,096	922
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	1,338	1,096	△ 241

(注) 1. 事業純益＝事業粗利益－経費－一般貸倒引当金繰入額
 2. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
 3. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

4. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	2,206,517	14,054	0.64	2,112,948	14,236	0.67
うち 預 け 金	1,155,550	7,078	0.61	1,085,906	6,076	0.56
うち 有 価 証 券	757,952	4,823	0.64	729,334	5,968	0.82
うち 貸 出 金	269,210	2,102	0.78	272,846	2,136	0.78
資金調達勘定	2,160,900	12,555	0.58	2,069,918	11,790	0.57
うち 貯 金	2,037,994	12,687	0.62	1,976,169	11,948	0.60
うち 譲渡性貯金	23,740	0	0.00	24,704	0	0.00
うち 借 用 金	32,027	－	－	13,607	－	－
総資金利ざや	－	－	△ 0.07	－	－	△ 0.03

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率
 資金調達原価率＝(資金調達費用(貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息(支払雑利息等))＋経費－金銭の信託運用見合費用)／(貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借入金＋その他(貸付留保金、従業員預り金等)－金銭の信託運用見合額)×100
 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
 3. 資金調達勘定の「うち貯金」の利息には、支払奨励金が含まれています。
 4. 資金調達勘定計の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。

5. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和3年度増減額	令和4年度増減額
受 取 利 息	△ 1,485	182
うち 預 け 金	145	△ 1,001
うち 有 価 証 券	△ 1,648	1,144
うち 貸 出 金	△ 26	33
支 払 利 息	△ 321	△ 765
うち 貯 金	△ 310	△ 738
うち 譲 渡 性 貯 金	△ 0	0
うち 借 用 金	－	－
差 引	△ 1,164	947

(注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
 3. 支払利息の「うち貯金」には、支払奨励金が含まれています。
 4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

Ⅲ 事業の概況

1. 貯金に関する指標

(1) 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
流動性貯金	24,729 (1.2)	26,214 (1.3)	1,484
定期性貯金	2,011,926 (97.6)	1,948,596 (97.4)	△ 63,329
その他の貯金	1,339 (0.1)	1,358 (0.1)	19
小 計	2,037,994 (98.8)	1,976,169 (98.8)	△ 61,825
譲渡性貯金	23,740 (1.2)	24,704 (1.2)	964
合 計	2,061,735 (100.0)	2,000,873 (100.0)	△ 60,861

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋積立定期貯金
 3. () 内は構成比です。

(2) 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
定期貯金	1,953,335 (100.0)	1,904,161 (100.0)	△ 49,173
うち 固定金利定期	1,953,335 (100.0)	1,904,161 (100.0)	△ 49,173
うち 変動金利定期	－ (－)	－ (－)	－

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () 内は構成比です。

2. 貸出金等に関する指標

(1) 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
手形貸付	740	860	119
証書貸付	254,117	257,162	3,044
当座貸越	14,290	14,798	507
割引手形	61	26	△ 35
合 計	269,210	272,846	3,636

(2) 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
固定金利貸出	189,648 (70.9)	187,673 (70.9)	△ 1,974
変動金利貸出	77,727 (29.1)	77,106 (29.1)	△ 620
合 計	267,375 (100.0)	264,780 (100.0)	△ 2,594

(注) () 内は構成比です。

Ⅲ 事業の概況

(3) 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	157	64	△ 93
有 価 証 券	8,508	9,003	495
動 産	2,543	2,256	△ 286
不 動 産	17,726	17,820	93
そ の 他 担 保 物	1,332	2,116	784
小 計	30,269	31,262	992
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	1,521	1,639	118
そ の 他 保 証	192	126	△ 66
小 計	1,713	1,766	52
信 用	235,391	231,752	△ 3,639
合 計	267,375	264,780	△ 2,594

(4) 債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	－	－	－
有 価 証 券	－	－	－
動 産	－	－	－
不 動 産	－	－	－
そ の 他 担 保 物	－	－	－
小 計	－	－	－
信 用	1,089	1,211	122
合 計	1,089	1,211	122

(5) 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
設 備 資 金	20,752 (7.8)	18,786 (7.1)	△ 1,966
運 転 資 金	246,622 (92.2)	245,994 (92.9)	△ 628
合 計	267,375 (100.0)	264,780 (100.0)	△ 2,594

(注) () 内は構成比です。

(6) 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農 業	4,880 (1.8)	4,968 (1.9)	88
林 業	－ (－)	－ (－)	－
水 産 業	40 (0.0)	19 (0.0)	△ 20
製 造 業	32,722 (12.2)	34,755 (13.1)	2,033
鉱 業	338 (0.1)	295 (0.1)	△ 43
建 設 業	5,029 (1.9)	5,177 (2.0)	147
電気・ガス・熱供給・水道業	8,015 (3.0)	12,773 (4.8)	4,758
運 輸 ・ 通 信 業	21,880 (8.2)	21,423 (8.1)	△ 457
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	17,861 (6.7)	17,490 (6.6)	△ 371
金 融 ・ 保 険 業	83,945 (31.4)	78,397 (29.6)	△ 5,548
不 動 産 業	29,282 (11.0)	30,047 (11.3)	765
サ ー ビ ス 業	37,247 (13.9)	36,349 (13.7)	△ 898
地 方 公 共 団 体	25,938 (9.7)	22,922 (8.7)	△ 3,016
そ の 他	191 (0.1)	159 (0.1)	△ 31
合 計	267,375 (100.0)	264,780 (100.0)	△ 2,594

(注) () 内は構成比です。

(7) 主要な農業関係の貸出金残高

①営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
穀 作	180	231	51
野 菜 ・ 園 芸	160	292	132
果 樹 ・ 樹 園 農 業	36	32	△ 3
工 芸 作 物	461	368	△ 92
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	2,982	2,870	△ 112
養 鶏 ・ 養 卵	271	335	63
養 蚕	－	－	－
そ の 他 農 業	992	1,523	531
農 業 関 連 団 体 等	3,658	3,599	△ 58
合 計	8,743	9,254	511

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、上記(6)の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

②資金種類別 〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和 3 年度	令和 4 年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	7,473	7,556	82
農 業 制 度 資 金	1,269	1,698	428
う ち 農 業 近 代 化 資 金	1,030	1,460	429
う ち そ の 他 制 度 資 金	239	238	△ 1
合 計	8,743	9,254	511

(注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパー S 資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和 3 年度	令和 4 年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	6,226	6,478	252
合 計	6,226	6,478	252

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

(8) 農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況 (単位：百万円)

債 権 区 分	令和 3 年度					令和 4 年度				
	債 権 額	保 全 額				債 権 額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計		担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	207	152	0	54	207	63	44	12	6	63
危 険 債 権	5,238	189	74	4,974	5,238	4,655	287	71	4,296	4,655
要 管 理 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三 月 以 上 延 滞 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	5,446	341	75	5,029	5,446	4,719	332	84	4,302	4,719
正 常 債 権	263,104					261,377				
合 計	268,551					266,096				

(注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、1. 2. 4. 5. に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(9) 元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況
該当する取引はありません。

(10) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度					令和4年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	765	847	—	765	847	847	739	—	847	739
個別貸倒引当金	5,855	5,030	640	5,214	5,030	5,030	4,303	640	4,389	4,303
合 計	6,621	5,877	640	5,980	5,877	5,877	5,043	640	5,237	5,043

(注) 洗替表示となっています。

(11) 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
貸 出 金 償 却 額	83	47

(注) 貸出金償却は、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を相殺する前の金額です。

3. 有価証券に関する指標

(1) 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
国 債	126,305	100,916	△ 25,389
地 方 債	69,753	69,321	△ 432
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短 期 社 債	27,388	21,637	△ 5,750
社 債	412,978	417,512	4,533
株 式	11,305	11,265	△ 40
外 国 証 券	51,875	56,878	5,003
受 益 証 券	55,203	48,577	△ 6,626
投 資 証 券	3,141	3,226	84
合 計	757,952	729,334	△ 28,617

Ⅲ 事業の概況

(2) 商品有価証券種類別平均残高
該当する取引はありません。

(3) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和3年度								
国 債	3,022	4,042	－	22,871	33,588	69,400	－	132,925
地 方 債	3,748	7,398	7,427	8,551	10,788	30,531	－	68,445
政 府 保 証 債	－	－	－	－	－	－	－	－
金 融 債	－	－	－	－	－	－	－	－
短 期 社 債	22,998	－	－	－	－	－	－	22,998
社 債	2,402	27,910	49,934	97,906	101,125	129,147	1,701	410,128
株 式	－	－	－	－	－	－	12,578	12,578
外 国 証 券	5,904	25,076	11,033	5,650	3,051	771	－	51,487
受 益 証 券	1,284	2,206	5,905	9,212	1,016	4,187	36,817	60,631
投 資 証 券	－	－	－	－	－	－	4,095	4,095
合 計	39,360	66,634	74,301	144,191	149,570	234,038	55,193	763,291
令和4年度								
国 債	1,002	－	13,189	17,254	15,661	32,005	－	79,113
地 方 債	3,681	7,424	7,916	8,114	12,729	26,188	－	66,054
政 府 保 証 債	－	－	－	－	－	－	－	－
金 融 債	－	－	－	－	－	－	－	－
短 期 社 債	－	－	－	－	－	－	－	－
社 債	7,742	27,230	78,488	110,680	65,133	110,337	1,608	401,220
株 式	－	－	－	－	－	－	13,884	13,884
外 国 証 券	14,597	18,314	21,648	4,774	1,435	－	－	60,770
受 益 証 券	－	3,270	12,896	1,371	1,116	5,098	34,442	58,196
投 資 証 券	－	－	－	－	－	－	3,688	3,688
合 計	27,022	56,239	134,139	142,195	96,076	173,630	53,623	682,928

(注) 金額は貸借対照表計上額によっています。

4. 有価証券の時価情報等

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

② 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	8,237	8,572	335	7,078	7,334	255
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
	受 益 証 券	—	—	—	—	—	—
	投 資 証 券	—	—	—	—	—	—
	小 計	8,237	8,572	335	7,078	7,334	255
時価が貸借 対照表計上 額を超えない もの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
	受 益 証 券	—	—	—	—	—	—
	投 資 証 券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		8,237	8,572	335	7,078	7,334	255

Ⅲ 事業の概況

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	5,187	3,302	1,885	8,406	5,548	2,857
	債 券	255,923	247,169	8,754	89,983	83,802	6,180
	国 債	115,732	109,401	6,330	48,122	43,554	4,568
	地 方 債	18,795	18,222	572	5,243	4,918	324
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	3,000	2,999	0	—	—	—
	社 債	95,505	94,774	730	18,180	18,043	137
	外国証券	22,890	21,770	1,119	18,436	17,286	1,150
	受 益 証 券	45,366	31,176	14,190	36,486	24,415	12,070
	投 資 証 券	3,657	2,846	810	2,927	2,446	480
	小 計	310,135	284,495	25,640	137,803	116,213	21,589
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	7,390	8,120	△ 729	5,478	5,921	△ 442
	債 券	421,824	425,411	△ 3,586	510,097	521,183	△ 11,086
	国 債	17,193	17,375	△ 181	30,990	32,030	△ 1,039
	地 方 債	49,649	50,244	△ 594	60,811	62,686	△ 1,874
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	19,997	19,999	△ 1	—	—	—
	社 債	306,386	308,980	△ 2,593	375,961	383,750	△ 7,789
	外国証券	28,596	28,811	△ 214	42,334	42,716	△ 382
	受 益 証 券	15,265	16,775	△ 1,510	21,710	24,095	△ 2,385
	投 資 証 券	437	457	△ 20	760	854	△ 94
	小 計	444,918	450,764	△ 5,846	538,046	552,054	△ 14,008
合 計		755,054	735,260	19,794	675,850	668,268	7,581

(注) 時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、減損処理（評価差額を当期の損失として処理するもの）をしています。なお、減損処理額は次のとおりです。
 令和3年度 該当なし 令和4年度 535百万円（受益証券535百万円）

(2) 金銭の信託の時価情報

①運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	2,000	△ 7	2,500	0

②満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	貸借 対照表 計上額	時 価	差 額	うち時価 が貸借対 照表計上 額を超える もの	うち時価 が貸借対 照表計上 額を超え ないもの	貸借 対照表 計上額	時 価	差 額	うち時価 が貸借対 照表計上 額を超える もの	うち時価 が貸借対 照表計上 額を超え ないもの
満期保有目的 の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	貸借 対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借 対照表計 上額が取 得原価を 超えるも の	うち貸借 対照表計 上額が取 得原価を 超えない もの	貸借 対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借 対照表計 上額が取 得原価を 超えるも の	うち貸借 対照表計 上額が取 得原価を 超えない もの
そ の 他 の 金 銭 の 信 託	25,796	26,228	△ 431	255	△ 687	28,108	29,506	△ 1,397	292	△ 1,690

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

(3) デリバティブ取引等

(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

①金利関連取引

該当する取引はありません。

②通貨関連取引

該当する取引はありません。

③株式関連取引

該当する取引はありません。

④債券関連取引

該当する取引はありません。

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
総資産経常利益率	0.12	0.13	0.01
純資産経常利益率	2.17	2.36	0.19
総資産当期純利益率	0.11	0.14	0.03
純資産当期純利益率	2.00	2.46	0.46

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	増 減
貯貸率	期 末	13.33	13.57	0.24
	期中平均	13.06	13.64	0.58
貯証率	期 末	38.07	35.01	△ 3.06
	期中平均	36.76	36.45	△ 0.31

(注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

■ 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、12.96%となりました。

■ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	三重県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	286億円（前年度286億円）

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	三重県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	401億円（前年度401億円）

当会におけるリスク管理とは、「経営戦略や業務方針の達成に対する不確実性の要因、すなわちリスクを、当会として許容できるレベルまで調整し、そのために必要な施策を行うこと」であり、そうした取り組みによって「当会経営の安定性を確保し、期待される役割発揮が可能な状態を維持すること」を目的としています。

このような考え方を踏まえ、具体的な取り組みとして、影響度が大きく計量可能な財務上の諸リスクを中心に、統合的なリスクの把握と管理を行っています。この統合的なリスク管理において総体的に捉えたリスクを、自己資本をベースとする経営体力と比較・対照することによって、自己資本の充実度の評価を行っています。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

V 自己資本の充実の状況

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本にかかる基礎項目（1）		
普通出資または非累積的永久優先出資にかかる会員資本の額	122,972	123,500
うち、出資金および資本準備金の額	68,752	68,752
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	55,250	57,365
うち、外部流出予定額（△）	1,029	2,617
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5,902	5,795
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	5,902	5,795
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額（イ）	128,874	129,295
コア資本にかかる調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツにかかるものを除く。）の額の合計額	70	44
うち、のれんにかかるものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツにかかるもの以外の額	70	44
繰延税金資産（一時差異にかかるものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目にかかる十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異にかかるものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目にかかる十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異にかかるものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本にかかる調整項目の額（ロ）	70	44
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	128,804	129,250

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,004,817	990,006
資産（オン・バランス）項目	998,316	983,296
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス項目	6,500	6,709
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	—	—
中央清算期間関連エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	8,288	7,094
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（二）	1,013,106	997,101
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（二））	12.71%	12.96%

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しています。

なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

V 自己資本の充実の状況

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和3年度			令和4年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現 金	我が国の中央政府および中央銀行向け	2,335	—	—	1,763	—	—
	外国の中央政府および中央銀行向け	127,687	—	—	76,487	—	—
	国際決済銀行等向け	6,898	140	5	8,068	680	27
	我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	94,471	—	—	90,592	—	—
	国際開発銀行向け	902	450	18	1,000	548	21
	地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	2,527	252	10	2,525	252	10
	地方三公社向け	65,879	6,587	263	63,406	6,340	253
	金融機関および第一種金融商品取引業者向け	7,017	525	21	6,968	515	20
	法人等向け	1,178,647	235,769	9,430	1,148,132	229,672	9,186
	中小企業等向けおよび個人向け	670,473	326,648	13,065	601,692	316,031	12,641
	抵当権付住宅ローン	262	190	7	287	207	8
	不動産取得等事業向け	8	2	0	6	2	0
	三月以上延滞等	3,959	214	8	3,934	154	6
	取立未済手形	993	142	5	820	1,115	44
	信用保証協会等による保証付	1,641	328	13	1,865	373	14
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	1,634	162	6	1,701	168	6
	出資等	—	—	—	—	—	—
	(うち出資等のエクスポージャー)	16,562	16,562	662	16,607	16,607	664
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	16,562	16,562	662	16,607	16,607	664
	上記以外	—	—	—	—	—	—
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものにかかるエクスポージャー)	136,198	336,679	13,467	137,324	337,808	13,512
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段にかかるエクスポージャー)	14,552	36,381	1,455	13,844	34,610	1,384
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分にかかるエクスポージャー)	117,953	294,884	11,795	117,953	294,884	11,795
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	705	1,763	70	830	2,076	83
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段にかかる五パーセント基準額を上回る部分にかかるエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	1,327	1,991	79	3,085	4,628	185
	証券化	1,659	1,658	66	1,610	1,609	64
	(うちSTC要件適用分)	3,505	701	28	2,356	471	18
	(うち非STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
	再証券化	3,505	701	28	2,356	471	18
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	(うちルックスルー方式)	76,180	79,458	3,178	80,046	79,056	3,162
	(うちマंडレート方式)	76,180	79,458	3,178	80,046	79,056	3,162
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	—	—	—	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	2,397,787	1,004,817	40,192	2,245,587	990,006	39,600
	CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)		2,397,787	1,004,817	40,192	2,245,587	990,006	39,600
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		b=a×4%	a		b=a×4%
		8,288		331	7,094		283
所要自己資本額		リスク・アセット等(分母)合計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計		所要自己資本額
		a		b=a×4%	a		b=a×4%
		1,013,106		40,524	997,101		39,884

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 6. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
 7. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>
 (粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額 ÷ 8%
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

2. 信用リスクに関する事項

■ リスク管理の方針および手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクのことです。当会は信用リスクを、収益獲得に際し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけ、とりわけ貸出金の信用リスクについては、内部格付制度に基づく適正なポートフォリオ運営・管理および収益管理を行うことにより、適切に管理しています。

信用リスク取引にかかる経営戦略に基づく年間の対処方針、運用方針等は、理事長以下で構成する企画会議またはALM委員会において審議のうえ、理事会において決定しています。また、理事長以下で構成するリスク管理委員会を毎月開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容を把握するとともに、状況に応じて対応方針を協議・決定しています。

与信審査については、営業部門から独立した審査所管部を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信先等の信用状況のモニタリング、自己査定における第二次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンの確保を図っています。

当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。

- 実質破綻先・破綻先に対する債権について、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を個別貸倒引当金として計上しています。
- 破綻懸念先に対する債権について、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を個別貸倒引当金として計上しています。
- 要注意先（要管理先含む）・正常先に対する債権について、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んだ額を一般貸倒引当金として計上しています。

（注）「予想損失額」とは、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定したもののことです。

■ 標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- ①リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適合格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&P グローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

- ②リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適合格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適合格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

V 自己資本の充実の状況

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別) および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

		令和3年度					令和4年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国	内	2,278,706	409,443	642,294	—	993	2,110,491	358,396	560,706	—	120
国	外	39,395	—	39,395	—	—	52,222	—	52,222	—	—
地域別残高計		2,318,101	409,443	681,690	—	993	2,162,714	358,396	612,928	—	120
法人	農 業	5,460	5,460	—	—	—	5,636	5,636	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	40	40	—	—	—	19	19	—	—	—
	製 造 業	139,610	32,887	93,853	—	—	133,973	34,929	88,827	—	—
	鉱 業	338	338	—	—	—	295	295	—	—	—
	建設・不動産業	75,522	34,397	36,856	—	150	73,968	35,309	34,331	—	43
	電気・ガス・熱供給・水道業	86,335	8,019	74,594	—	—	94,701	12,779	78,362	—	—
	運輸・通信業	77,870	21,997	50,131	—	—	76,226	21,299	50,082	—	—
	金融・保険業	1,586,938	234,274	166,156	—	—	1,494,642	179,126	157,049	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	104,242	45,506	51,834	—	838	99,905	45,497	49,506	—	72
	日本国政府・地方公共団体	222,158	25,942	195,538	—	—	167,079	22,927	143,429	—	—
	上 記 以 外	5,536	169	1,400	—	—	5,572	223	3,400	—	—
個 人		408	408	—	—	4	352	352	—	—	4
そ の 他		13,636	—	11,323	—	—	10,340	—	7,938	—	—
業種別残高計		2,318,101	409,443	681,690	—	993	2,162,714	358,396	612,928	—	120
1 年 以 下		1,256,740	128,495	33,379	—		1,174,477	89,362	20,916	—	
1年超3年以下		114,792	40,639	55,105	—		110,496	50,577	43,886	—	
3年超5年以下		123,786	64,747	57,322	—		161,150	52,738	108,411	—	
5年超7年以下		146,043	23,826	122,216	—		164,843	30,510	134,332	—	
7年超10年以下		163,233	28,175	135,057	—		109,361	24,582	84,779	—	
10 年 超		318,649	53,066	265,583	—		263,137	52,173	210,963	—	
期 限 の 定 め の な い も の		194,855	70,492	13,024	—		179,248	58,450	9,638	—	
残存期間別残高計		2,318,101	409,443	681,690	—		2,162,714	358,396	612,928	—	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(2) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

58 ページをご覧ください。

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

			令和3年度						令和4年度					
			個別貸倒引当金					貸出金 償 却	個別貸倒引当金					貸出金 償 却
			期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高		期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	
					目的 使用	その他					目的 使用	その他		
法人	農 業	47	65	－	47	65	－	65	32	47	17	32	47	
	林 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	水 産 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	製 造 業	85	0	83	1	－	83	－	6	－	－	6	－	
	鉱 業	372	326	－	372	326	－	326	282	－	326	282	－	
	建設・不動産業	4,436	3,770	557	3,878	3,770	－	3,770	3,760	－	3,770	3,760	－	
	電気・ガス・熱 供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	卸売・小売・飲 食・サービス業	906	859	－	906	859	－	859	140	592	267	140	－	
	上 記 以 外	0	0	－	0	0	－	0	74	－	0	74	－	
個 人	7	6	－	7	6	－	6	6	－	6	6	－		
業 種 別 計			5,855	5,030	640	5,214	5,030	83	5,030	4,303	640	4,389	4,303	47

- (注) 1. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。
 2. 洗替表示となっています。
 3. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

V 自己資本の充実の状況

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト 1250%を適用する残高 (単位: 百万円)

		令和3年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0 %	—	330,157	330,157	—	231,351	231,351
	2 %	—	—	—	—	—	—
	4 %	—	—	—	—	—	—
	10%	—	71,934	71,934	—	69,915	69,915
	20%	94,028	1,183,117	1,277,145	78,510	1,154,807	1,233,318
	35%	—	8	8	—	6	6
	50%	344,203	1,126	345,330	335,710	878	336,589
	75%	—	257	257	—	278	278
	100%	71,874	86,786	158,661	62,325	92,942	155,267
	150%	—	1,395	1,395	700	3,128	3,829
	250%	—	133,211	133,211	—	132,628	132,628
	その他	—	—	—	—	—	—
	1250%	—	—	—	—	—	—
合 計		510,107	1,807,994	2,318,101	477,247	1,685,937	2,163,184

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引にかかるもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額にかかるもの、重要な出資にかかるエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

■ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について、信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A- または A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB- または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

V 自己資本の充実の状況

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	4,389	—	—	4,390	—
金融機関および第一種 金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	94,048	500	—	52,909	1,501	—
中小企業等向けおよび個人向け	5	—	—	6	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	1,903	—	—	3,301	—
合計	94,053	6,793	—	52,915	9,194	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破綻など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

■ 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する リスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、取引相手に対する有価証券等の引渡しまたは資金の支払いをその反対取引に先立って行う取引です。

当会では、派生商品取引および長期決済期間取引に関して、以下の方針に基づき管理を行っています。

○派生商品取引

「余裕金運用方針」および「運用基準」において、先物、オプション取引の運用枠および1回の購入限度額、ロスカット基準等を設定し、保有有価証券の価格下落リスクヘッジ、取得予定有価証券の価格上昇リスクヘッジ等の目的で実施しています。

○長期決済期間取引

原則行いません。

- (1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳
該当する取引はありません。
- (2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ
該当する取引はありません。
- (3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ
該当する取引はありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

■ リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである取引にかかるエクスポージャーのことです。

当会では、適切なリスク管理のもと、証券化取引を運用手段の一つとして継続的な活用を図っています。なお、当会は、証券を購入する投資家の役割であり、他の役割（オリジネーター、サービサー信用補完の提供者等）を担うことはありません。また、証券化取引は、信用リスク、金利リスク、ならびに証券化エクスポージャー固有の構造上の特性や裏付け資産等に起因するリスクを有しており、証券の保有額は、当会が格付ごとに個別に定める保有限度額内で管理しています。

■ 体制の整備およびその運用状況の概要

証券化エクスポージャーについてのリスク特性および構造上の特性、ならびに証券化エクスポージャーの裏付け資産についてのリスク特性およびその状況を継続的に把握するために必要な体制を整備しています。また、投資決定時に市場環境および投資案件にかかる妥当性の分析・評価を行うとともに、投資期間中には定期的なモニタリングを実施し、投資案件の時価評価、格付状況ならびに裏付け資産の内容等を把握し、リスク管理委員会に報告しています。

■ 信用リスク・アセット額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

■ 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品にかかる会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

V 自己資本の充実の状況

■ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による所要の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

■ 内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

■ 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

■ 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		令和3年度		令和4年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住 宅 ロ ー ン	—	—	—	—
	自 動 車 ロ ー ン	2,573	—	1,546	—
	そ の 他	931	—	810	—
	合 計	3,505	—	2,356	—
オフ・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住 宅 ロ ー ン	—	—	—	—
	自 動 車 ロ ー ン	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

(2) リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト 区分	残高	所要自己 資本額	リスク・ウェイト 区分	残高	所要自己 資本額
令和3年度						
オン・バランス	0～15%未満	—	—	0～100%未満	—	—
	15～50%未満	3,505	28	100～250%未満	—	—
	50～100%未満	—	—	250～400%未満	—	—
	100～250%未満	—	—	400～1250%未満	—	—
	250～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	3,505	28	合 計	—	—
オフ・バランス	0～15%未満	—	—	0～100%未満	—	—
	15～50%未満	—	—	100～250%未満	—	—
	50～100%未満	—	—	250～400%未満	—	—
	100～250%未満	—	—	400～1250%未満	—	—
	250～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	—	—	合 計	—	—
令和4年度						
オン・バランス	0～15%未満	—	—	0～100%未満	—	—
	15～50%未満	2,356	18	100～250%未満	—	—
	50～100%未満	—	—	250～400%未満	—	—
	100～250%未満	—	—	400～1250%未満	—	—
	250～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	2,356	18	合 計	—	—
オフ・バランス	0～15%未満	—	—	0～100%未満	—	—
	15～50%未満	—	—	100～250%未満	—	—
	50～100%未満	—	—	250～400%未満	—	—
	100～250%未満	—	—	400～1250%未満	—	—
	250～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	—	—	合 計	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

- (3) 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額
該当する取引はありません。

V 自己資本の充実の状況

- (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当する取引はありません。

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

■ リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは災害等により損失を被るリスクのことです。当会では、オペレーショナル・リスクに含まれる種々のリスクのうち、とりわけ重要である事務リスク管理について、事務ミス発生時に速やかに経営層まで発生状況・原因等を報告し、再発防止策を講じる取り組みや事務処理堅確化の一助となる各種要領・マニュアル等の整備を進め、事務ミス発生の未然防止を図る取り組みを行っています。

■ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出します。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

■ 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針 および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会で保有する出資その他これに類するエクスポージャーは、その他有価証券として区分される株式および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

○その他有価証券として区分される株式

その他有価証券として区分される株式については、市場リスク管理の枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。

○外部出資勘定の株式または出資

外部出資勘定の株式または出資については、個別に出資先等の財務状況、当会との関わり合い等を考慮したうえで、適切にリスク管理を行っています。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価 (単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	12,578	12,578	13,884	13,884
非 上 場	89,145	89,145	89,145	89,145
合 計	101,724	101,724	103,030	103,030

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却にともなう損益 (単位：百万円)

令和3年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
249	83	0	149	27	0

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等) (単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
1,885	729	2,857	442

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)
該当する評価損益の額はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	76,180	80,046
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

V 自己資本の充実の状況

9. 金利リスクに関する事項

■ 金利リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば貸出金、有価証券、貯金等）が、金利変動に伴い損失を被るリスクのことで、具体的には資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクです。

当会におけるリスク管理方針および手続については以下のとおりです。

○リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。

○リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、リスク管理委員会のもと自己資本に対する IRRBB の比率の管理を行っています。また、収支シミュレーションの分析を行いリスク削減に努めています。

○金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しており、当結果をリスク管理委員会、理事会および経営管理委員会に報告しております。

■ 金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティーピングの3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

○流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.96年です。

○流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

○流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

○固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

○複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

○スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

○内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

○前事業年度末の開示からの変動に関する説明

Δ EVEの前事業年度末からの変動要因は、運用資産の残高減少によるものです。

○計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

■ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

○金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しています。

○金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点）

特段ありません。

■ 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク				
	Δ EVE		Δ NII	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
上方パラレルシフト	62,581	50,353	4,486	4,938
下方パラレルシフト	0	0	3	2
スティープ化	44,261	33,324		
フラット化				
短期金利上昇				
短期金利低下				
最大値	62,581	50,353	4,486	4,938
	令和3年度		令和4年度	
自己資本の額	128,804		129,250	

- (注) 1.「 Δ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
 2.「 Δ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
 3.「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 4.「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
 5.「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

Ⅵ 役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額 (注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員 (注1) に対する報酬等	76	11

(注1) 対象役員は、経営管理委員6名、理事5名、監事4名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(構成：三重県等から選出された委員5人)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等^(注1)」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額^(注2)以上の報酬等を受ける者^(注3)のうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいません。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めています。

(注2) 「同等額」は、令和4年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

(注3) 令和4年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいません。

3. その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

JA三重信連のご案内



■本店 〒514-0004 三重県津市栄町一丁目960番地
TEL 059-229-9023 FAX 059-226-3128

～JA三重信連ホームページのご案内～

当会の概要や取扱商品・サービスをはじめ、採用情報などの各種情報がホームページでご覧いただけます。



<https://www.jamie.or.jp/shinren/>

～JAバンク三重ホームページのご案内～

取扱商品・サービスをはじめ、各種情報がホームページでご覧いただけます。



<https://www.jamie.or.jp/jabanking/>

索引

このディスクロージャー誌は農業協同組合法第54条の3にもとづき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに掲載しています。

■ 法定開示項目（単体）農業協同組合法施行規則 第204条、第207条

I 概況および組織に関する事項

- 1 業務の運営の組織…………… 29
- 2 理事、経営管理委員および監事の氏名および役職名………… 29
- 3 事務所の名称および所在地…………… 30
- 4 特定信用事業代理業者に関する事項…………… 30

II 主要な業務の内容

- 1 主要な業務の内容…………… 26

III 主要な業務に関する事項

- 1 直近の事業年度における事業の概況…………… 7～8
- 2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標
 - ①経常収益…………… 52
 - ②経常利益又は経常損失…………… 52
 - ③当期剰余金又は当期損失金…………… 52
 - ④出資金および出資口数…………… 52
 - ⑤純資産額…………… 52
 - ⑥総資産額…………… 52
 - ⑦貯金等残高…………… 52
 - ⑧貸出金残高…………… 52
 - ⑨有価証券残高…………… 52
 - ⑩単体自己資本比率…………… 52
 - ⑪剰余金の配当の額…………… 52
 - ⑫職員数…………… 52
- 3 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標
 - ①主要な業務の状況を示す指標…………… 52～53
 - ②貯金に関する指標…………… 54
 - ③貸出金等に関する指標…………… 54～58
 - ④有価証券に関する指標…………… 58～59

IV 業務の運営に関する事項

- 1 リスク管理の体制…………… 23
- 2 法令遵守の体制…………… 19
- 3 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための
取組状況…………… 25
- 4 苦情処理措置および紛争解決措置の内容…………… 20

V 直近2事業年度における 財産の状況に関する事項

- 1 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書
…………… 34,35,36
- 2 債権にかかる額およびその合計額
 - ①破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当する債権………… 57
 - ②危険債権に該当する債権…………… 57
 - ③三月以上延滞債権に該当する債権…………… 57
 - ④貸出条件緩和債権に該当する債権…………… 57
- 3 元本補填契約のある信託にかかる債権に関する事項………… 58
- 4 自己資本の充実の状況…………… 64～80
- 5 取得価額又は契約価額、時価および評価損益
 - ①有価証券…………… 60～61
 - ②金銭の信託…………… 61～62
 - ③デリバティブ取引…………… 62
 - ④金融等デリバティブ取引…………… 62
 - ⑤有価証券関連店頭デリバティブ取引…………… 62
- 6 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額…………… 58
- 7 貸出金償却の額…………… 58
- 8 会計監査人の監査…………… 51

VI 役員報酬体系

- 1 役員等の報酬体系…………… 81～82



編集 三重県信用農業協同組合連合会 経営企画部
〒514-0004 三重県津市栄町一丁目960番地
TEL 059-229-9020
<https://www.jamie.or.jp/shinren/>

